

6 高松市の都市づくりの体系

「人がつどい 未来に躍動する
世界都市・高松」の実現に向けて

高松市の都市づくりの課題

踏まえるべき時代の潮流

- (1) 人口減少、少子・超高齢社会の急速な進展
- (2) カーボンニュートラルによる環境に配慮した脱炭素まちづくり、安全・安全なまちづくりへの関心
- (3) 逼迫する財政状況、官民連携による新たなまちづくりの展開
- (4) スマートシティ等、デジタル技術の社会実装の加速

高松市を取り巻く状況

- (1) 人口減少と少子・超高齢社会の急速な進展
 - 中心市街地の商業販売額の減少、空き店舗の増加など中心部の衰退を抑えようことが債務である。
 - 中核都市として都市機能の確保・向上を図ることとともに、美しい都市環境などの魅力を内外に発信し、四国の中核管理都市として魅力度性、定住性を確保すること、で、優位性を更に高める必要がある。
 - 産業構造の変化により、シーフロントを中心とした土地利用状況の変化が起きており、土地利用の在り方を見直す必要がある。
- (2) 中心市街地の空洞化・産業構造の変化
 - 都心部では居住人口の減少・高齢化、商業環境の変化、モータリゼーションの進展などを背景に空洞化が進行。
 - 人口減少などにより、都心部のコミュニティの形成が困難となる。また、商業機能の郊外化、商業集積地の魅力低下により都心部の集客力は低下し、賑わいと魅力を失いつつある。(商業販売額は平成19年から約15年間で約24%減少)
 - 高松市の事業所数、従業員数は10年間で減少、製造品出荷額は10年間で増加。(10年間で、事業所数は約20%、従業員数は約1,400人、製造品出荷額は約18%増加)

- (3) 環境問題や、安全・安心への関心の高まり
 - 海洋汚染、大気汚染、水質汚染、騒音等の問題も継続しており、地球温暖化が深刻化している。
 - 自動車の保有台数が増加しており、地球温暖化やエネルギー対策に対する負担が大きい。
 - 環境に対する負荷の少ない生活様式への転換などに目立った進展がない。
 - 東日本大震災以降、安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まっている。
- (4) 地方財政の悪化
 - 限られた財源の中で、都市の戦略に基づく施策・事業の選択と集中の徹底により効率的・効果的な公共投資が求められている。

地域競争の進展

- 国に集中していた権限や税源が地方に順次移譲され、本格的な地方分権への変革。
- 地域が自らの創意と工夫と努力で魅力ある地域を創り、他の地域と競う地域競争の時代の到来。

市民参加と情報化社会

- 生活様式、余暇、コミュニケーション活動など様々な面で多様化が進んでいる。
- 情報化社会の発展には、一層の高速・高容量化への対応などの環境整備が急がれる。まちづくりにおいては、市民、NPO、企業、行政等さまざまな主体が連携して行ついくためにも、情報網を活用したネットワーク化が十分とは言えない。

高松市の都市づくりの課題

（1）四国の中枢拠点性を担える都市の構築

- 中心市街地の商業販売額の減少、空き店舗の増加など中心部の衰退を抑えることが債務である。
- 中核都市として都市機能の確保・向上を図ることとともに、美しい都市環境などの魅力を内外に発信し、四国の中核管理都市として魅力度性、定住性を確保すること、で、優位性を更に高める必要がある。
- 産業構造の変化により、シーフロントを中心とした土地利用状況の変化が起きており、土地利用の在り方を見直す必要がある。

（2）安全・安心な生活空間への対応

- 高松市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、大規模な地震や津波、洪水などの災害に対する整備が必要である。
- 防災拠点となる公共施設などの耐震化は、計画的に推進していく必要がある。
- 交通難路の確保や事故防止対策の観点から、主要な地域幹線道路の改良を進めが必要がある。
- 自然災害が頻繁化激甚化している中で、市民の安全確保を担う必要がある。

（3）計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり

- 郊外へのスプローラー化の防止や拠点への都市機能の集積など都市の健全な成長に必要な規制と誘導、柔軟な土地利用規制の見直し
- 市街地では、都市基盤が整った利便性の高い区域として、様々な都市活動が機能的かつ円滑に行われるよう土地利用の純化の推進
- 土地利用が混在した地域等では、社会経済状況を踏まえながら、生産環境と居住環境が共生した土地利用を誘導
- 公園、下水道などの生活基盤の整備
- 地域コミュニティの強化

（4）公共交通機能の充実による人と環境にやさしい連携づくり

- 鉄道やバスなどの既存公共交通網を維持・強化
- 主要駅及びその周辺は、パリアフリー化に配慮した整備やパークアンドライドの整備を促進
- バス路線の確保、効率的な運行などを促進するとともに、低床ノンステップバスの導入など利用しやすい環境づくり
- 交通網と居住環境が共生した土地区画整理事業などの都市基盤施設を限られ
- 既存の都市ストックの有効活用

（5）自然や歴史を活かしたうるおいのある空間づくり

- 緑（田園、山林等）、水（海、河川、ため池等）、歴史文化（跡地等）、名所・旧跡、四国靈場等）などの既存の公共空間を維持・強化
- 地域住民との交流等で訪問者が交流する環境づくりを進め、暮らしの賑わい、地域コミュニティや地域への誇りと豊かな空間づくり
- 美しい風土と景観を守り育てるとともに、観光・レクリエーションの場としても活用

（6）市民との協働によるまちづくり

- すべての人がまちづくりに参画できるよう、多様な機会を創出
- 市民（地域コミュニティ、NPO等）・事業者・行政が都市づくりの課題を共有し、それぞれの役割を果たす、相互に協力したまちづくりの実施

（7）DXによる持続可能なまちづくり

- 道路計画、道路情報等の社会基盤のデジタル化による効率的な分野間との連携

都市づくりの基本目標

- | | | |
|---------------------------------|--|--|
| (1) 賑わいと魅力あるシーフロント・都心づくり | (2) 安全・安心で利便性の高い地域づくり | (3) 計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり |
| ● 拠点性を発揮できる商業業務機能の集積 | ● 立地適正化計画と防災の連携強化、デジタル技術の有効活動など、ゆとりと豊かさとともに、日常生活における便利さも実感できる地域づくり | ● 郊外へのスプローラー化の防止や拠点への都市機能の集積など都市の健全な成長に必要な規制と誘導、柔軟な土地利用規制の見直し |
| ● 市民が高松の顔として誇れる都心づくり | ● 子どもを健やかに生育できる潤いのある地域づくり | ● 市街地では、都市基盤が整った利便性の高い区域として、様々な都市活動が機能的かつ円滑に行われるよう土地利用の純化の推進 |
| ● 来訪者の顔としての利便性ある都心づくり | ● 人が安心して生活できる地域づくり | ● 土地利用が混在した地域等では、社会経済状況を踏まえながら、生産環境と居住環境が共生した土地区画整理事業などの都市基盤施設を限られ |
| ● 都心への子育て世代や若年層人口の増加による活力による活性化 | ● 公園、下水道などの生活基盤の整備 | ● 道路、公園、下水道、市街地開発事業などの都市基盤施設を限られ |
| ● いきいきと暮らせる都心の形成 | ● 地域コミュニティの強化 | ● 財源の都市ストックの整備や拠点開発事業などを組ぶ公共交互通等による新規事業などの都市基盤施設を限られ |
| | | ● 既存の都市ストックの有効活用 |

世界都市・高松の実現に向けて

- | | | |
|---------------------------------|--|--|
| (1) 賑わいと魅力あるシーフロント・都心づくり | (2) 安全・安心で利便性の高い地域づくり | (3) 計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり |
| ● 拠点性を発揮できる商業業務機能の集積 | ● 立地適正化計画と防災の連携強化、デジタル技術の有効活動など、ゆとりと豊かさとともに、日常生活における便利さも実感できる地域づくり | ● 郊外へのスプローラー化の防止や拠点への都市機能の集積など都市の健全な成長に必要な規制と誘導、柔軟な土地利用規制の見直し |
| ● 市民が高松の顔として誇れる都心づくり | ● 子どもを健やかに生育できる潤いのある地域づくり | ● 市街地では、都市基盤が整った利便性の高い区域として、様々な都市活動が機能的かつ円滑に行われるよう土地利用の純化の推進 |
| ● 来訪者の顔としての利便性ある都心づくり | ● 人が安心して生活できる地域づくり | ● 土地利用が混在した地域等では、社会経済状況を踏まえながら、生産環境と居住環境が共生した土地区画整理事業などの都市基盤施設を限られ |
| ● 都心への子育て世代や若年層人口の増加による活力による活性化 | ● 公園、下水道などの生活基盤の整備 | ● 道路、公園、下水道、市街地開発事業などを組ぶ公共交互通等による新規事業などの都市基盤施設を限られ |
| ● いきいきと暮らせる都心の形成 | ● 地域コミュニティの強化 | ● 財源の都市ストックの整備や拠点開発事業などを組ぶ公共交互通等による新規事業などの都市基盤施設を限られ |
| | | ● 既存の都市ストックの有効活用 |

7 都市の将来像・都市構造

7.1. 将來の都市像

第7次高松市総合計画基本構想で目指す都市像の実現に当たっては、都市機能の整備等の分野から支えていく必要があります。

歴史・観光・文化・自然などの特色ある資源を活かしながら、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動が図れる都市を構築していくため、本市にふさわしい「都市の将来像」を定めます。

～「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現に向けて～

高松市は、これまで合併により市域の拡大を続け、近年の平成の大合併により市域を大きく拡大しました。そのため、現在の高松市においては、地域ごとに特徴ある生活の拠点を形成しています。

現在、直面している少子・超高齢社会や今後、予測される人口減少時代を見据えた上で、これから高松の都市づくりを進めるに当たっては、広域となった市域の中で、持続的発展を可能とするため、中心市街地の活性化や各地域の特徴を活かした地域づくりを進めながら、都市機能がコンパクトに集積した機能的な都市構造へ転換するとともに、環境負荷の少ない公共交通を基軸としたネットワークを形成することが必要です。

環境負荷の小さい都市は、物理的な環境への負荷を軽減するだけでなく、健康で文化的な都市生活を確保するという都市計画の基本理念に合致するものでもあります。

そのため、都市計画分野として、経済的発展と環境制約要因への対応の両立を考慮しながら、次世代においても快適な生活を享受するために、既存の都市ストック等を活用し、過大な環境負荷等を残さないようにしながら、現世代の都市生活を充実させていく持続可能な発展を目指します。



7.2.都市づくりの基本目標

①賑わいと魅力あるシーフロント・都心づくり

- 高松市の都心には、MICEの開催・誘致等、拠点性を発揮できる商業業務機能の集積を図り、来訪者にとっても利便性が高く魅力ある都市づくりを進め、市民が高松の顔として誇れる都心を形成します。
- 都心内においては、徒歩と自転車を適切に組み合わせ、歩いて楽しい回遊性の高い都心を形成します。
- 都心居住のさらなる推進を図り、子育て世代や若年層人口の増加により活力にあふれ、いきいきと暮らせる高松市の都心を形成します。
- シーフロント（臨海部）では、統一感のある景観形成を進めるとともに、産業構造の変化に対応した都市機能の立地を促進し、四国における海の玄関口にふさわしいゾーンを形成します。

②安全・安心で利便性の高い地域づくり

- すべての市民が、自分の暮らす地域において、ゆとりや豊かさとともに、日常生活における便利さも実感できる地域づくりを目指します。
- 少子・超高齢社会を迎えた中で、子どもを健やかに生み育てやすい環境づくりとともに、すべての市民が安心して生活のできる潤いのある地域づくりを推進します。
- 公園、下水道などの生活基盤の整備と地域コミュニティの強化を通じて、安全・安心で便利な地域づくりを推進します。
- 台風等の大風、高潮のほか、南海トラフ巨大地震の発生を見据え、ICT・IoT等のデジタル技術を活用しながら、市民の防災意識を高めるとともに、地域及び国・県等の防災関係機関と連携し、地震・津波対策を含め各種災害に対する防災・減災対策を強化します。

③計画的な土地利用の推進による暮らしやすい環境づくり

- 環境負荷の軽減、交通問題の解消、効率的な都市施設等の整備など、持続可能で発展する都市づくりを行うため、立地適正化計画で定める居住誘導区域内への誘導、区域外における市街地の拡散抑制など、都市の健全な成長に必要な規制・誘導を図ります。
- 市街地においては、都市基盤が整った利便性の高い地域として、様々な都市活動が機能的かつ円滑に行われるよう土地利用の純化を推進します。
- 既に土地利用が混在した地域やインター・エンジ周辺など今後の土地利用転換が見込まれる地域では、社会経済状況を踏まえながら生産環境と居住環境が共生した土地利用を誘導します。
- 道路、公園、下水道などの都市基盤施設と市街地開発事業を、限られた財源の中で、効率的・重点的に整備するとともに、既存の都市ストックの活用を図り、快適な都市生活と機能的な都市環境づくりに向け、機動的で柔軟な土地利用制度の運用を図ります。

④公共交通機能の充実による人と環境にやさしい連携づくり

- 徒歩や自転車と公共交通が有機的に連携し、自動車に頼らなくても市街地内を安全・快適に移動できるよう、鉄道やバスなどの既存の公共交通網の維持・強化を推進するとともに、自転車走行空間の整備を促進します。
- 主要駅及びその周辺については、バリアフリー化に配慮した整備やパークアンドライドの整備を促進します。
- バス交通については、バス路線の確保、効率的な運行などを促進するとともに、低床ノンステップバスの導入など、利用しやすい環境づくりを促進します。

□公共交通ネットワーク形成の要となる交通結節点の整備や拠点間を結ぶ公共交通の強化を促進します。

⑤自然や歴史を活かしたうるおいのある空間づくり

□緑（田園、山林等）、水（海、河川、ため池等）、歴史文化（城跡、名所・旧跡、四国靈場等）などの地域資源にふれ、親しみ、学べる、豊かなコミュニティを構築し、地域住民と来訪者が交流する環境づくりを一層進め、暮らしの賑わい、コミュニティや地域への誇りと愛着あふれる空間づくりを進めます。

□美しい風土と景観を守り育てるとともに、観光・レクリエーションの場としても活用を図ります。

⑥市民との協働によるまちづくり

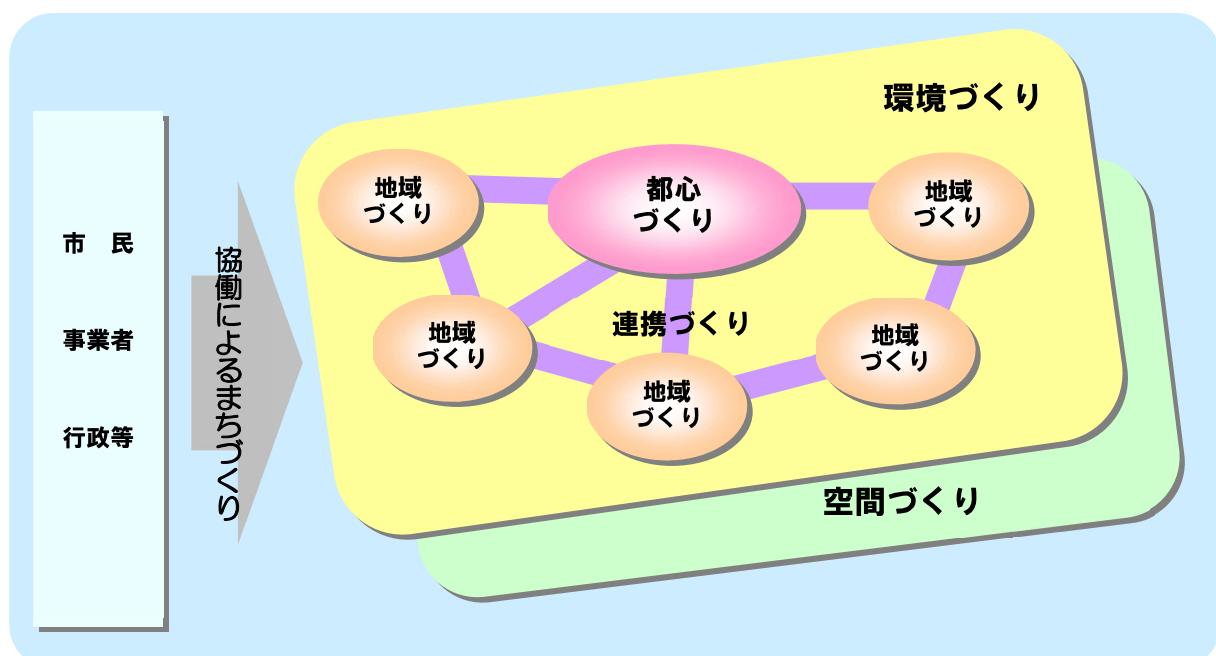
□市民がまちづくりの主役との意識高揚を図るとともに、すべての人がまちづくりに参画できるよう、多様な機会の創出を図ります。

□市民（地域コミュニティ、NPO等）・事業者・行政等が都市づくりの課題を共有するとともに、それぞれの役割を果たし、相互協力したまちづくりを進めていきます。

⑦まちづくりDXによる持続可能なまちづくり

□都市計画、道路、防災、公共交通などの社会基盤情報のデジタル化・オープンデータ化を推進し、データ連携による効率的な都市運営や、産業・福祉など様々な分野とのデータ連携により、持続性の高い新たなサービスの創出を推進します。

●都市づくりの基本目標イメージ●



7.3. 将来フレーム

高松市の人口は、平成 12 年～令和 2 年の国勢調査結果によると、平成 27 年までは人口増加となっていたものの、平成 28 年から人口減少に転じており、全国的な傾向と同様に、少子・高齢化の急速な進展により、人口減少社会への変化が進んでいることが伺えます。

これらの動向を踏まえ、本市の目指すべき人口の将来展望を示すため、令和 2 年 3 月に「たかまつ人口ビジョン」を改定しており、高松市の都市計画区域内の将来人口は、令和 12 年で、約 40.5 万人、令和 22 年で、約 39.5 万人になると推計されます。

●市全域及び都市計画区域内の人口推計●



市全域人口はたかまつ人口ビジョンによる

推計方法

- ①高松市全域の目指すべき将来人口は「たかまつ人口ビジョン」に準拠
- ②都市計画区域内人口の将来の割合を 98% と推計（都市計画区域内人口割合は、増加傾向にある）
- ③高松市全域の将来人口に都市計画区域内人口の将来の割合をかけ、都市計画区域内の将来人口を算出

	実 績					
	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2
市全域人口	412,626	416,680	418,125	419,429	420,748	417,496
都市計画区域内人口	*395,877	*400,829	403,581	406,206	408,855	406,898
都市計画区域内（比率%）	95.941	96.196	96.522	96.847	97.173	97.462

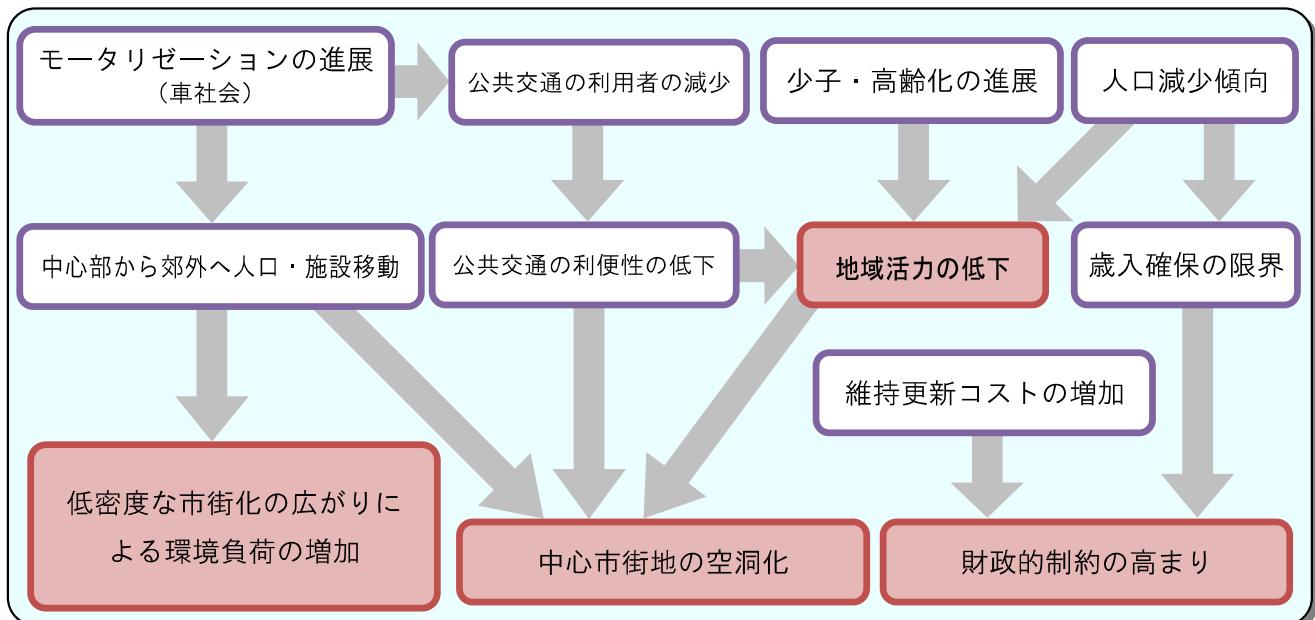
	推 計			
	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22
市全域人口	416,292	413,304	408,114	402,863
都市計画区域内人口	407,966	405,038	399,952	394,806
都市計画区域内（比率%）	98.000			

資料：国勢調査 ※平成 16 年に都市計画区域へ編入された山田、香南地域を含む

7.4. 将来都市構造

① 将來の都市構造の方向性

●都市構造の現状と課題●

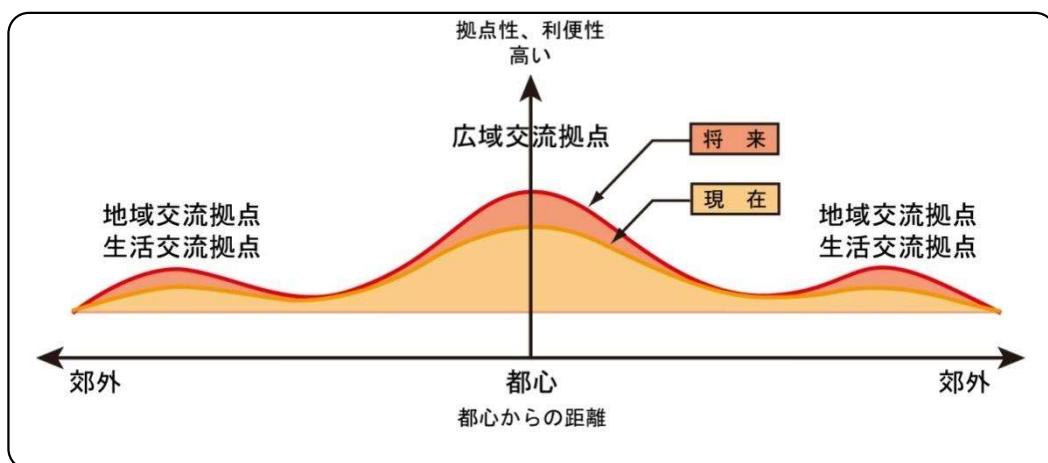
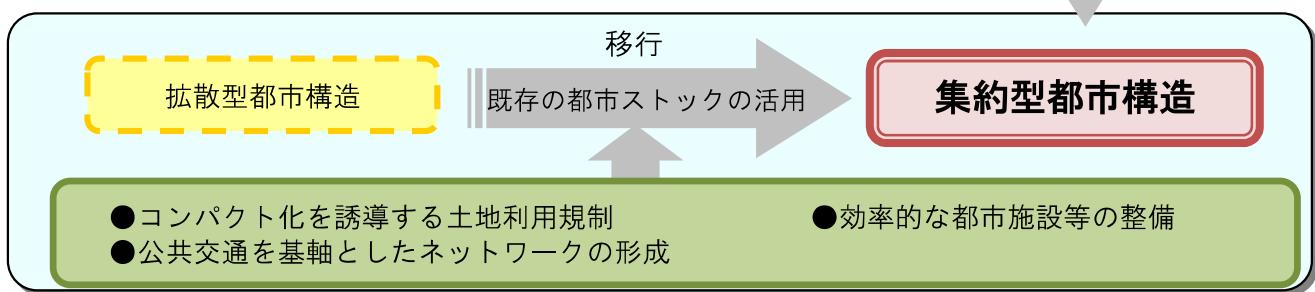


●目指すべき都市構造●

■将来の都市構造の方向性

- 1. 都心の広域拠点性の強化
- 2. 地域の拠点性の確保・強化
- 3. 都心と地域の連携強化

まちづくりの方向性に沿った都市構造を形成するためには…



②都市構造の移行イメージ

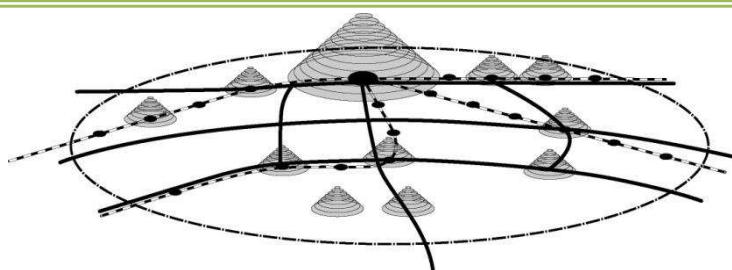
高松市の将来目指すべき都市構造への移行イメージを以下に示します。

●都市構造の移行イメージ●

①かつての都市構造

■特徴

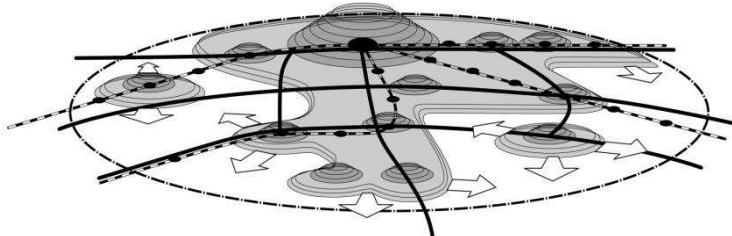
- 公共交通沿線に沿って市街地が発展
- 中心部に基幹的市街地、郊外は低密度で分散



②現在の都市構造

■特徴

- 人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、平野部を中心とした全面的な市街化の進行

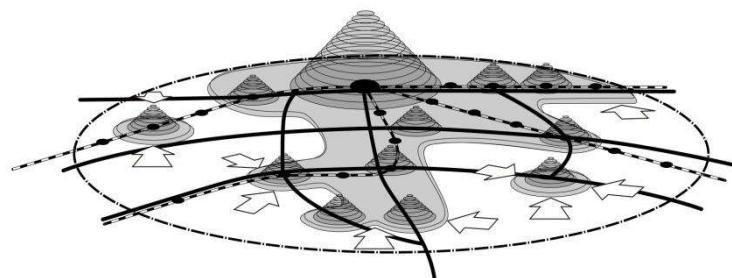


③将来目指すべき都市構造

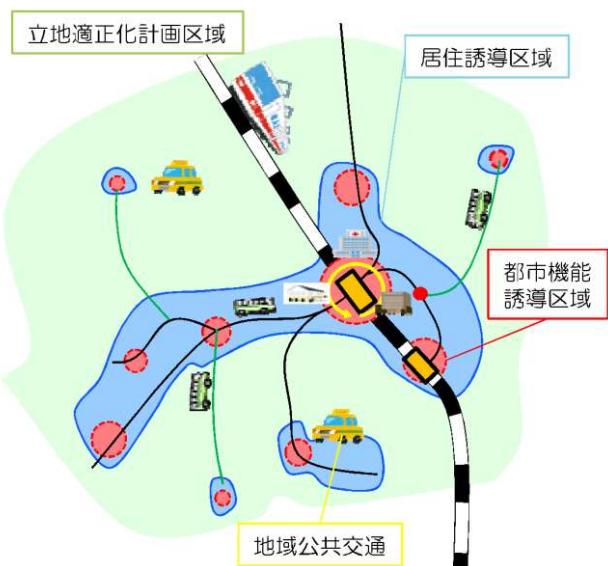
(集約型都市構造)

■特徴

- 少子・超高齢社会に対応し、コンパクトで拠点的市街地が連携



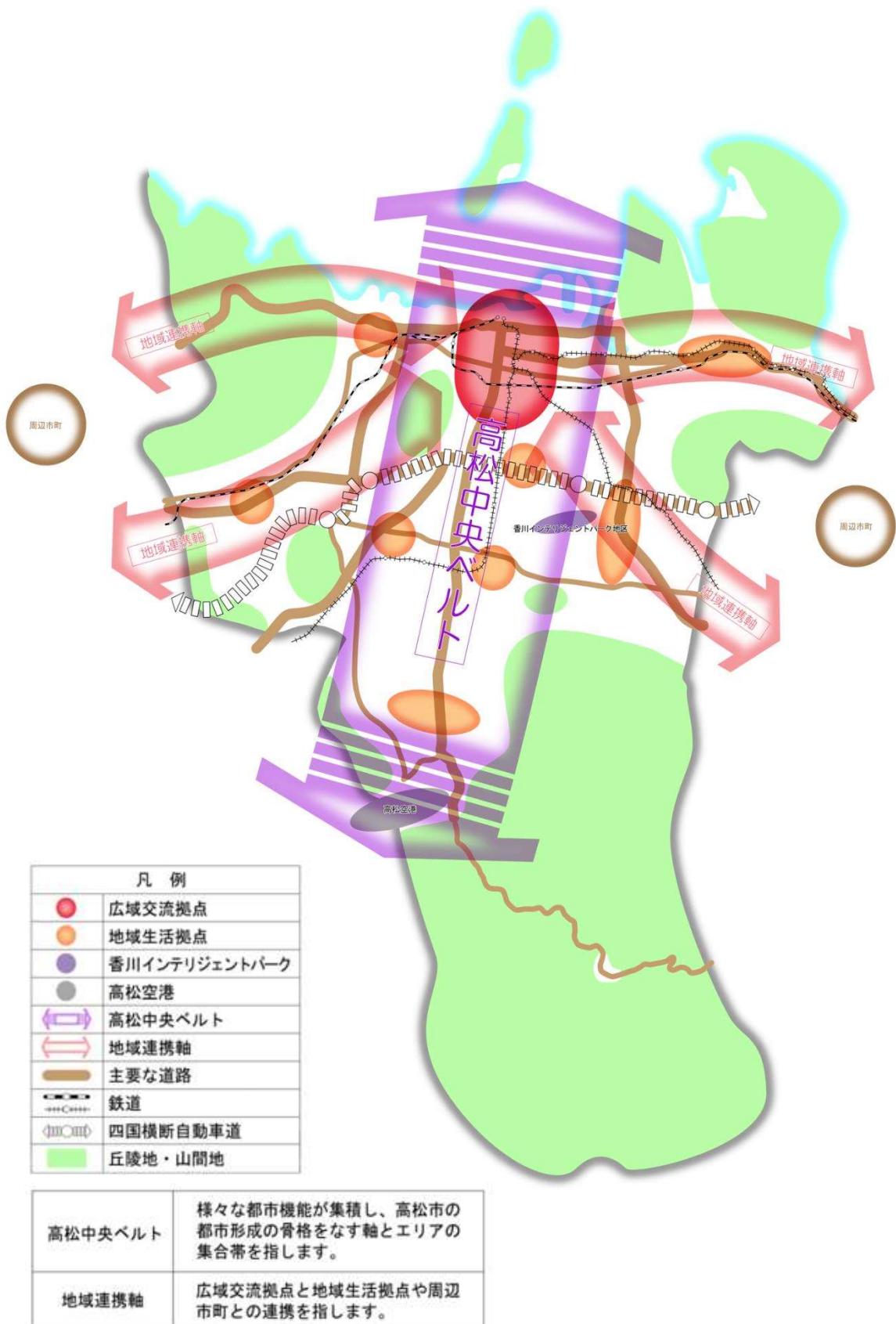
●集約型都市構造イメージ●



資料：社会资本整備審議会「都市再生ビジョン」参考資料

資料：国土交通省

●将来都市構造のイメージ●



7.5. 将来都市構造による都市づくり

将来の都市構造の方向性を踏まえ、高松市は、都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び、人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」を目指します。

現在の土地利用や道路交通網、公園やレクリエーション施設の配置などをもとに、高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（高松広域都市計画区域マスターplan）などの上位関連計画を踏まえて、将来の都市構造を次のように設定します。

なお、高松の都市構造は、「拠点（集約拠点と機能別拠点）」、「連携軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成します。

① 拠点

【集約拠点】

高松市においては、少子・超高齢社会に対応し、持続発展可能な都市構造を構築するため、三層の集約拠点からなる都市構造を形成します。

集約拠点については、高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（高松広域都市計画区域マスターplan）などの上位関連計画を踏まえ、以下の要件に適合した区域とします。

●集約拠点の具体的な要件●

拠点名（範囲）	要件
広域交流拠点 (概ね半径 2km)	<p>以下の機能が全て存在すること</p> <p>居住 人口集中地区（国勢調査）が存在すること 公共交通 複数路線の鉄道とその結節点が存在すること 都市基盤 4車線以上が1ルート若しくは2車線以上の国道・県道が3ルート以上存在すること、又は見込まれること 拠点施設 以下のような拠点的施設が10以上存在すること <ul style="list-style-type: none"> ● 国（四国財務局等）、県（県税事務所等）の拠点機関 ● 大学 ● 高次の救急医療機関等の拠点病院 <p>商業 新中心市街地活性化基本計画区域</p> </p>
地域交流拠点 (概ね半径 2km)	<p>以下の機能が全て存在すること</p> <p>居住 人口集中地区、準人口集中地区（国勢調査）が存在すること 公共交通 鉄道駅が存在すること 都市基盤 4車線以上が1ルート若しくは2車線以上の国道・県道が3ルート以上存在すること、又は見込まれること 行政 支所等、警察署又は消防署が1つ以上存在すること 文教 高校、高等専門学校又は大学が1つ以上存在すること 厚生 10以上の科目的診療所又は一般病床20以上の病院が存在すること 経済 金融機関（郵便局、銀行）が1つ以上存在すること 商業 近接する30以上の小売・サービス業の店舗（商業統計調査）</p>
生活交流拠点 (概ね半径 1km)	<p>支所等を含み、以下の3つの機能が全て存在すること</p> <p>居住 一定の人口集積がみられること 公共交通 鉄道駅又はバス停が存在すること 都市基盤 2車線以上の国道・県道が2ルート以上存在すること又は見込まれること。 また、以下の機能が3以上存在すること 警察署又は交番・駐在所、消防署又は屯所 小・中学校 5以上の科目的診療所又は一般病床20以上の病院 金融機関（郵便局、銀行） 近接する30以上の小売・サービス業の店舗（商業統計調査）又は業態がスーパーの店舗面積1,000m²以上 この他、上記に準ずる要件を備えた地区</p>

① 広域交流拠点

広域交流拠点は、州都機能が集積する四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化するため、サンポート高松や朝日町周辺などのシーフロントの整備、中心市街地の再開発などを通じた、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図ります。

また、コンパクトな都市の形成における「集約拠点（都市機能の集積を促進する拠点）」としては、最大の集積度と多様性を有し、都市の中核としての役割を引き続き担います。

② 地域交流拠点

地域交流拠点は、持続的な居住・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図ります。

また、都市全体としてのコンパクト化を図る上で、集約拠点として、地域における都市機能の集積維持とその向上を目指します。

③ 生活交流拠点

生活交流拠点は、地域の日常生活に欠くことのできない各種サービス機能を提供する集約拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、市民生活に身近なまちづくりを進めます。

【機能別拠点】

④ 広域交通拠点

広域交通拠点は、人・もの・情報の交流の結節点であり、高松市内外を結ぶ玄関口にふさわしい機能の充実や空間の確保を誘導します。

⑤ 産業拠点

臨海部の産業拠点は、既存の産業基盤を活かした工業・物流機能の集積強化を図り、雇用基盤の確保及び産業の活性化を目指します。

高松中央 IC 周辺地域の産業拠点は、IC の立地特性を活かし、工業・流通業務系施設の集積を図り、産業拠点の形成を目指します。

⑥ 歴史・文化・自然拠点

歴史・文化・自然拠点は、地域資源の保全及び活用を図り、地域ごとの特色を活用した拠点づくりを推進します。

⑦ スポーツ・レクリエーション拠点

スポーツ・レクリエーション拠点は、市民の余暇活動の拠点として機能充実を目指すとともに、周辺の自然環境を活かした拠点づくりを推進します。

⑧ 学術研究拠点

香川インテリジェントパークは、これまでに各種の産業支援施設や民間研究所等の集積が進み、技術・情報・文化の複合拠点が形成されています。

今後もこれらの整備効果を最大限に活かし、香川インテリジェントパークが全国有数の研究開発や新規産業創出の拠点として、その機能が十分発揮できるよう、周辺環境づくりを推進します。

②連携軸

① 中央連携軸

様々な都市機能が集積し、高松市の都市形成の骨格をなす軸とエリアの集合体である高松中央ベルトの一環として、中心市街地から仏生山地区までの区間を中央連携軸と位置付けます。

新駅設置を含めた交通結節点の機能の充実や中央連携軸と各集約拠点を結ぶ公共交通軸との連携強化を図り、人口減少、少子・超高齢社会においても、都市の活力を失わず、市民がいきいきと暮らせる公共交通を基軸としたコンパクトで有機的なまちづくりを推進します。

② 公共交通軸

地域の拠点を連絡する路線バス等の効率的な運行促進など交通機能の整備・充実を図り、高次の都市機能を備えた都心と生活機能を担う地域との連携強化を図ります。

また、多くの市民が多様な都市活動を享受できるコンパクトな都市の実現に向け、少子・超高齢社会におけるアクセシビリティ（誰もが利用しやすい移動手段）を確保するため、公共交通ネットワークの維持・強化を目指します。

③ 環境軸

環境軸は、市民が自然に親しめ、ふれあえるよう親水性の高い整備を推進するとともに、美しい水辺環境の保全を図ります。

④ 環状・連携軸

地域高規格道路を環状・連携軸と位置付けます。環状・連携軸は、高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活性化を促し地域集積圏間の交流を図る軸であり、整備の促進により高松市の道路網の骨格を形成します。

③ゾーン

① 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、交通拠点などの利便性を活かした商業・業務・文化などの機能の充実を図り、利便性の高い良好な都市環境の形成を図ります。

② シーフロントゾーン

シーフロントゾーンは、創造性豊かな文化・産業の振興や経済活動の活性化を図るため、産業構造の変化等に対応できる土地利用を推進するとともに、瀬戸内海の景観の保全を図ります。

③ 農住調和形成ゾーン

農住調和形成ゾーンは、地域の特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、まとまった優良農地については、農業振興を進めるため、その保全を図ります。

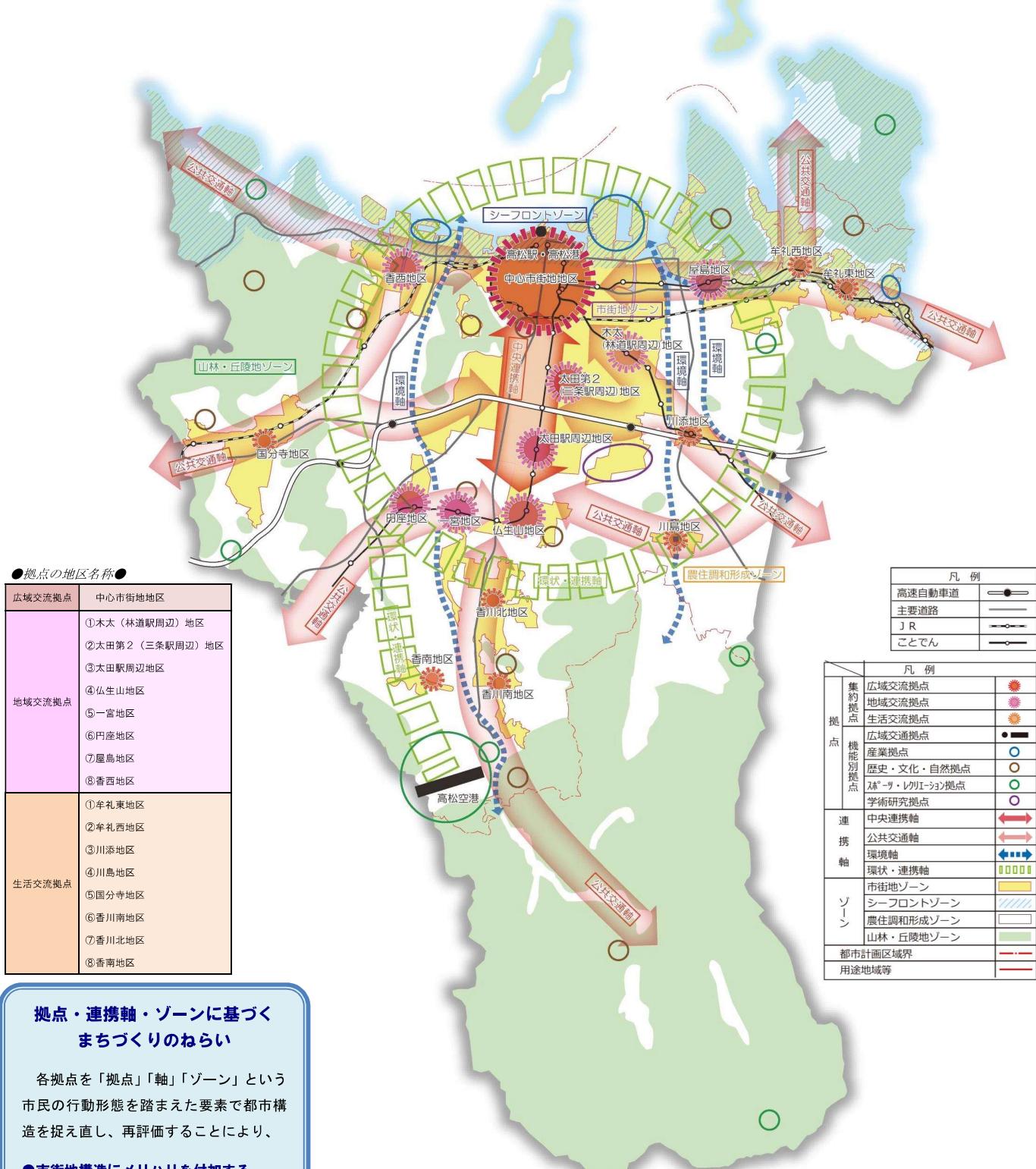
④ 山林・丘陵地ゾーン

山林・丘陵地ゾーンは、自然環境の保全に努めるとともに、歴史・文化・自然拠点やスポーツ・レクリエーション拠点を中心に森林の多面的機能を有効に利活用します。

●将来都市構造図●

「多核連携・集約型環境配慮都市」 (多核連携型コンパクト・エコシティ)

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」を目指します。



拠点・連携軸・ゾーンに基づく まちづくりのねらい

各拠点を「拠点」「軸」「ゾーン」という市民の行動形態を踏まえた要素で都市構造を捉え直し、再評価することにより、

- 市街地構造にメリハリを付加する
 - 都市機能の集積と機能更新を促進する
 - 公共交通等により、拠点間の交流を高め、各都市機能の高度化を図る
 - 用途に基づく一体的整備を促進する
 - 都市活力の維持・増大を図る

8 都市づくりの方針

8.1 土地利用の方針

① 土地利用の方向性

土地利用の方向性	具体の方針
①都市機能・居住機能面での集約型 都市構造への転換	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地活性化の推進（まちなか再生） ■ 特別用途地区制度の活用による都市機能の拡散防止 ■ 立地適正化制度の活用による都市機能・居住機能の集積 ■ 生活利便施設と住居が集約・調和した市街地の形成
②環境と調和するまとまりのある市 街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の有効かつ高度な利用による都心居住の促進 ■ 公共交通機関沿線の土地の有効利用の促進 ■ 用途地域内の残存農地や低未利用地の土地利用転換 ■ 居住誘導区域外における市街地拡散の抑制
③居住機能と産業機能などが調和す る一体的な土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ■ 異なる土地利用間の摩擦防止のための専用系用途地域の指定 などによる純化 ■ 職住一体型の生活空間の形成
④快適で豊かな都市環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな拠点整備によるにぎわいの創出 ■ 景観に配慮した都市基盤の整備 ■ オープンスペースの拡大と自然保全 ■ 歴史や文化性を身近に感じる市街地環境の形成

② 土地利用の基本方針

都市的土地区画整理事業の基本方針	自然的土地区画整理事業の基本方針
①都心部における高次・複合都市機能の集積立地	①郊外部における豊かな田園環境の保全
②市街地における定住環境の充実	②市街地の背景となる山林・丘陵地の保全
③郊外部への都市機能の拡散抑制	
④拠点地域における多様な都市機能の集積立地	
⑤生活サービス機能の維持・確保	

③ 都市的土地利用の基本方針

① 都心部における高次・複合都市機能の集積立地

高松市の中心をなす高松駅周辺や商店街周辺を中心とする都心部については、市民及び来訪者の高度で多様なニーズに対応できる商業、業務、文化、レクリエーション等の都市的サービスの集積する広域交流拠点として位置付けます。

また、土地の有効活用を促進し、都市的サービス施設の機能強化を図るとともに、連続的にぎわい空間の形成や、高松の顔としてふさわしいシンボリックな環境形成を促進し、広域的な魅力を高めることにより、まちなか再生を図ります。

② 市街地における定住環境の充実

地域交流拠点を中心として周辺に広がる市街地については、住宅が集積し、高松市の定住人口の受け皿として、重要な位置付けがなされるものです。

良好な住居の立地誘導や緑と調和した魅力ある街並みづくり等、適正な土地利用の誘導に努め、定住環境の充実を図ります。

③ 郊外部への都市機能の拡散抑制

郊外部への都市機能の拡散を抑制するため、特定用途制限地域等により、土地利用規制の充実を図ります。

また、郊外部に広く指定される住居系・工業系の用途地域や用途白地地域にあっては大規模集客施設※などの新たな立地の抑制に努めるとともに、多様な用途・規模の建築物を許容する準工業地域にあっては、特別用途地区制度等を活用することにより大規模集客施設の立地制限を図るなど、都市機能面での集約型都市構造への転換を推進します。

※「大規模集客施設」とは、次の用途部分の床面積の合計が1万m²を超える建築物
「劇場」、「映画館」、「演芸場」、「観覧場」、「店舗」、「飲食店」、「展示場」、「遊技場」、「勝馬投票券発売所」、
「場外車券売場」等

④ 拠点地域における多様な都市機能の集積立地

医療・福祉・商業等の都市機能が一定程度充実している区域や公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、中心市街地等の都市の拠点となるべき区域を、立地適正化計画において、都市機能誘導区域に設定するとともに、同区域に都市機能を誘導する施策を講じ、多様な都市機能の集積立地を図ります。

⑤ 生活サービス機能の維持・確保

都市機能や居住が集積する区域とその周辺区域、さらには当該区域への公共交通によるアクセスが比較的容易である区域等を、立地適正化計画において、居住誘導区域に設定するとともに、同区域に居住を誘導する施策を講じることにより、人口減少の中にあっても、一定の人口密度を維持し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持・確保を図ります。

④自然的土地利用の基本方針

① 郊外部における豊かな田園環境の保全

まとまった優良農地や整備などの基盤整備を実施した農地、営農意欲の高い農地では、農業生産環境の維持のために、農業政策と連携を図りつつ、農地の保全を図るとともに、また、良好な農業景観（環境）を形成している区域については、必要性を見ながら、良好な景観（環境）を守るために規制等について検討を行います。

用途地域に隣接する地域では、無秩序な市街化を抑制するために、開発許可の適切な運用に努め、土地利用の規制誘導を図る一方で、地域の特性や生活環境、自然環境に配慮した上で、地域高規格道路沿道やインターチェンジ周辺では、土地のポテンシャルやニーズに応じた物流施設の立地など有効活用に向けた検討を行い、また、農村集落ではコミュニティの維持や地域の活性化を図ります。

② 市街地の背景となる山林・丘陵地の保全

市街地の背景となる山林・丘陵地は林業の基盤としての機能に加え、水資源のかん養、保健休養、自然的環境の保全、動植物の保護等の公益機能が発揮できるように保全に努めます。

⑤土地利用の配置方針

土地利用の方向性、基本方針を基に、住居、商業、工業などの都市機能を適正に配置し、各地域の特色を活かした計画的な土地利用を推進します。

●土地利用の配置●

	土地利用の区分	土地利用の考え方	主な対象地区
市街地 (都市的土地利用)	都心機能集積地区	高度な都市機能と商業・業務・交流機能の集積を高めて行く地区	広域交流拠点
	都心居住促進地区	利便性の高度化とともに、生活面における様々なアメニティ環境を整備することで、都心部における居住者人口の増加を推進する地区	広域交流拠点及びその周辺
	商業・業務地区	地域ごとに生活サービスを提供する商業施設の集積を形成する地区	商業・近隣商業地域
	一般住宅地区	住環境を確保するとともに、一定規模の商業施設など賑わい施設との混在を許容していく地区	第1, 2種住居地域、準住居地域
	専用（中層）住宅地区	中層住宅地を中心とする良好な住宅地環境を形成する地区	第1, 2種中高層住居専用地域
	専用（低層）住宅地区	低層住宅地を中心とする良好な住宅地環境を形成する地区	第1, 2種低層住居専用地域
	工業・沿道サービス地区	沿道において店舗、事務所等が立地する地区	沿道利用が進む幹線道路沿道
	工業地区	大規模工場の再編や更新など機能の高度化を進めるとともに、良好な生産環境を維持、形成していく地区	工業専用地域、工業地域
	住工共生地区	生産環境と居住環境が調和した地区	準工業地域
	住宅・研究開発地区	香川インテリジェントパーク周辺	香川インテリジェントパーク
非市街地 (自然的土地利用)	公園緑地アメニティ地区	大規模な公園等、スポーツ・レクリエーション機能と周辺の自然環境を活かした拠点づくりを進めていく地区	栗林公園、さぬき空港公園、県総合運動公園 等
	大規模交通施設地区	高松空港周辺	高松空港
	農村環境保全地区	優良な農業基盤の広がる農地及び農村集落を中心とした地区	農地及び農村集落
	自然環境保全地区	地域の自然環境を形成する山林地区	山林、丘陵地

⑥土地利用の方針

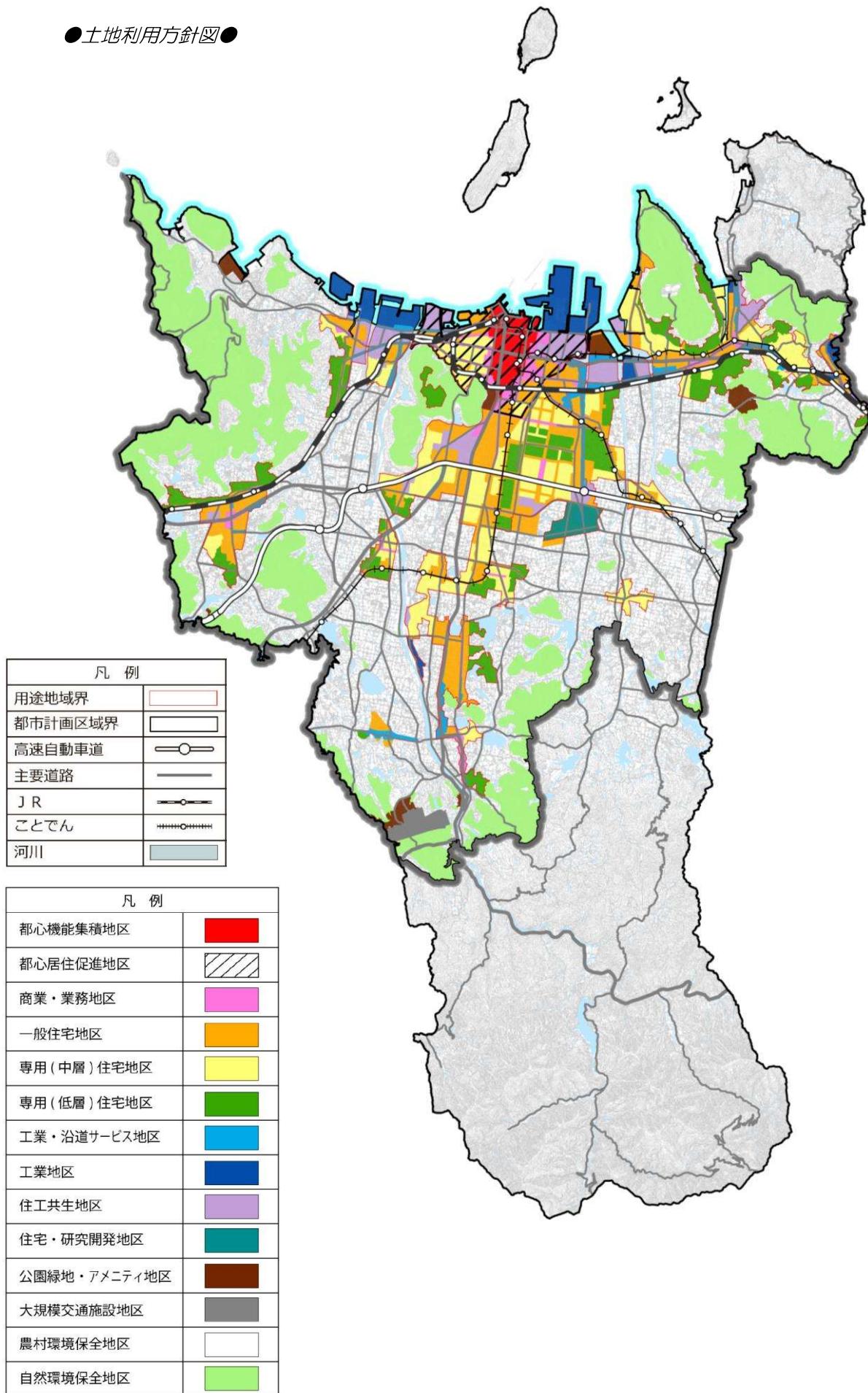
土地利用の方向性、基本方針を基に、住居、商業、工業などの都市機能を適正に配置し、各地域の特色を活かした計画的な土地利用を推進します。

市 街 地 － 都 市 的 土 地 利 用 －	都心機能集積地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 高松駅周辺や商店街周辺は、都市機能が集積した県都の中心であり、都市の玄関口にふさわしい都心機能集積地区として位置付けます。 ● 商業・業務・交流機能の集積を高め、市民や来訪者の多様なニーズに対応できる魅力ある高次都市機能の集積強化を図ります。 ● 土地の有効活用を促進し、都市的サービス施設の機能強化を図るとともに、連続的なにぎわい空間の形成や、高松の顔としてふさわしいシンボリックな環境形成を促進します。 ● まちなかの魅力や便利さを評価し住みたいという思いを喚起し、積極的にまちなか居住を促進するため、中心市街地活性化基本計画等の関連計画との連携を図り、魅力的な住宅の供給を行うなど、定住人口の増加策を講じます。
	都心居住促進地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流拠点（都心機能集積地区及びその周辺）は、商業・業務と住居系土地利用が近接した中・高層建物が主体となるやや高密度の市街地であり、都心の人口回帰を目指す地域として、都心居住促進地区として位置付けます。 ● 職住近接による子育て、家庭の団欒などの時間的なゆとりや文化、ショッピング等を重視した都心近郊の生活への対応として、魅力ある市街地の形成を図ります。 ● 長時間通勤の問題や通勤混雑による外部不経済を是正するため、職と住の均衡した魅力ある市街地の形成を図ります。
	商業・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業・業務系施設や日常生活に関する利便施設が集積する地域を商業・業務地区と位置付けます。 ● 主要な道路沿道等においては、周辺の土地利用との調和を図りながら、自動車利用者のアクセス利便性が高い商業・業務施設の立地を促進します。
	一般住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域拠点ゾーン周辺の市街地においては、環境保全に配慮した居住空間の改善を行うとともに、利便性の高い住宅地の整備を図ります。 ● 用途地域内にまとまった農地の残存する地区においては、計画的な都市基盤整備を推進し、周辺環境と調和した良質な住宅地の形成に努めます。 ● 特に、公共交通機関沿線や国道・県道など道路基盤が成熟するなど、都心部などへのアクセシビリティが高い地域において、コンパクトなまちづくりにふさわしい生活サービス機能が確保された居住環境の形成を適切に誘導します。
	専用（中層）住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸建て住宅や中層集合住宅などにより中層住宅地を形成している地域においては、専用（中層）住宅地区として位置付け、良好な居住環境の維持を図ります。 ● 土地の高度利用にあわせて、オープンスペースの確保を誘導するなど、緑豊かで潤いのある市街地の形成を図ります。 ● 特に、公共交通機関沿線など、都心部などへのアクセシビリティが高い地域において、コンパクトなまちにふさわしい生活サービス機能が確保された居住環境の形成を適切に誘導します。

市街地（都市的土地区域）	専用（低層）住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> 戸建て住宅を中心とした低層な住宅地を形成している地域においては、専用（低層）住宅地区として位置付け、良好な居住環境の維持を図ります。 特に、公共交通機関沿線など、都心部などへのアクセシビリティが高い地域においては、魅力ある良好な住宅地として計画的な市街地形成を誘導します。
	工業・沿道サービス地区	<ul style="list-style-type: none"> 沿道サービス施設や工業施設が見られる道路沿道は周辺の良好な住環境と調和した工業・沿道サービス地区として位置付け、工業やサービス業、飲食店を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図ります。 建築物の形態制限や沿道景観の形成に特に配慮すべき地域においては地区計画制度の活用を図り、良好な道路景観の形成と合わせて幹線道路の沿道にふさわしい効果的な土地利用を誘導します。 屋外広告物等においては、周辺の景観や建築物との調和を検討し、適切な配置・デザインを誘導します。 大規模な商業施設など沿道サービスを超えた施設の立地が見られる地域は、交通施設や周辺環境への影響を配慮しながら、適切な用途指定を検討します。
	工業地区	<ul style="list-style-type: none"> 多くの工場・事業所が立地する臨海部は、工業の振興を図る地域として工業地と位置付け、周辺の住環境に配慮した土地利用を推進します。また、今後の社会情勢の変化に対応できる柔軟な土地利用を推進します。 臨海部の朝日地区、弦打・香西地区については、瀬戸内海における代表的な物流基地であり、物流機能の高度化に対応した各種施設整備を図るとともに、周辺環境に配慮した環境整備と就業環境づくりを誘導します。 産業構造の変化に伴う大規模な遊休地の発生等、既存業態の転換が求められている地域においては、それらの土地利用の転換需要に応じて、他の用途への指定替え等も検討します。
	住工共生地区	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の工業系施設、住宅などが混在する地域については、それらの良好な共生を目指した住工共生地区として位置付けます。 この地区においては、施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途に相互に配慮した土地利用を誘導します。
	住宅・研究開発地区	<ul style="list-style-type: none"> 香川インテリジェントパーク周辺は、研究開発施設などを中心とした学術研究、技術交流を促進するため、適切な土地利用を誘導します。 また、研究開発施設などと調和した良好な住宅地の形成を図ります。
	公園緑地・アメニティ地区	<ul style="list-style-type: none"> 玉藻公園、栗林公園、さぬき空港公園、県総合運動公園、高松市東部運動公園等の大規模公園などを公園緑地・アメニティ地区と位置付け、良好な自然環境や地域資源の保全に努めると共に、周辺環境との調和に配慮しつつ、機能の充実したレクリエーション拠点の形成を図ります。
	大規模交通施設地区	<ul style="list-style-type: none"> 香川県の空の玄関口である高松空港を大規模交通施設地区と位置付け、今後、県都としての拠点性・中枢性をより高めるとともに、利用者の利便性の向上を図っていくため、新規航空路線の開設と既設路線の充実強化を促進します。

非 市 街 地 (自 然 的 土 地 利 用)	農村環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 一団の優良農地や整備などの基盤整備を実施した農地、営農意欲の高い農地では、農業生産環境の保全及び農業振興を図ります。 農村集落では、居住環境の保全に努めるとともに、コミュニティの維持や地域の活性化のため、地域交流拠点等との連携を図ります。
	自然環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地近郊部に存する自然公園区域、風致地区等の良好な自然環境の保全を図ります。 市街地の周辺部や南部に見られる保安林、その他の山林や丘陵地においては、水源涵養機能の維持及び土砂流出などの防災機能の維持を図るとともに、自然環境や自然景観の保全、森林の育成を図ります。

●土地利用方針図●



8.2.都市施設等整備の方針

①交通関連施設の整備方針

① 高松市の交通体系のあり方

過度な自動車依存による環境負荷の増大、高齢化に伴う交通弱者への対応等に向け、公共交通サービスのより一層の活用による、子どもから高齢者までのすべての市民が安全で快適に移動できる、交通利便性の高い環境に配慮した都市を目指します。

地域特性に応じて、適切な交通手段が組み合って効率的に機能する交通体系（チェーンモビリティ）の実現を図るため、必要性の高い交通結節点や道路の整備を進める一方で、鉄道やバスなど、公共交通機関に適切な路線の確保や効率的な運行を要請するとともに、車両や駅等のバリアフリー化を支援し、自家用車等との乗換環境の向上を図ります。

また、徒歩や自転車は手軽で環境に優しい重要な交通手段であり、徒歩や自転車を基礎的かつ重要な交通手段と位置付け、道路空間の再配分等による自転車走行空間、歩行空間の確保等により、安全で快適に移動できる交通環境を整えるとともに、マナー意識の向上を図ります。

なお、具体的な取組みについては、高松市総合都市交通計画（平成31年3月改定）と連携し進めます。

② 公共交通の整備方針

都心部における交通体系の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 都心内における機能性・回遊性の強化などの観点から、鉄道、バス、自転車、歩行者を有機的に組み合わせた交通体系の構築を目指すとともに需要に応じた新交通システム導入の可能性についても検討します。
郊外部における公共交通と自動車交通の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 都心部と郊外部の移動で公共交通の利用を促進するため、自動車あるいは自転車と公共交通機関との適切な組み合わせにより、円滑な交通移動性を確保します。 (パークアンドライド、パークアンドバスライド、サイクルアンドライド等)
鉄道・バス等の公共交通の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道を基軸とし、路線バスがこれを補完しながら市域を面的にカバーする公共交通ネットワークの構築を目指します。 ことでん太田～仏生山駅間等の新駅整備を始め、交通結節点となる鉄道駅及び周辺整備を進めます。 各鉄道駅の駅前広場については、機能的かつ景観的に質の高い空間づくりを目指します。 良好な交通環境を確保するため、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー等の維持・確保に努めます。 島しょ部や本州各地を結ぶ高松港の旅客・物流機能の維持・強化や国内・国外への各線を有する高松空港の機能強化を引き続き促進します。
人にやさしい公共交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや高齢者等、全ての人が移動しやすい交通環境づくりを進めるため、引き続き、駅施設の整備（ホームへのスロープの設置等）や、低床バスの導入等、市民が安全・快適に暮らせるための公共交通のバリアフリー化を推進します。
市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 都心部におけるバス専用レーンの設置検討や、郊外部におけるパークアンドライド、パークアンドバスライド、サイクルアンドライド等を促進し、公共交通サービスの機能維持・強化の重要性とその利用促進、また自転車利用に関するマナー意識の向上について啓発活動を行い、市民意識の高揚に努めます。

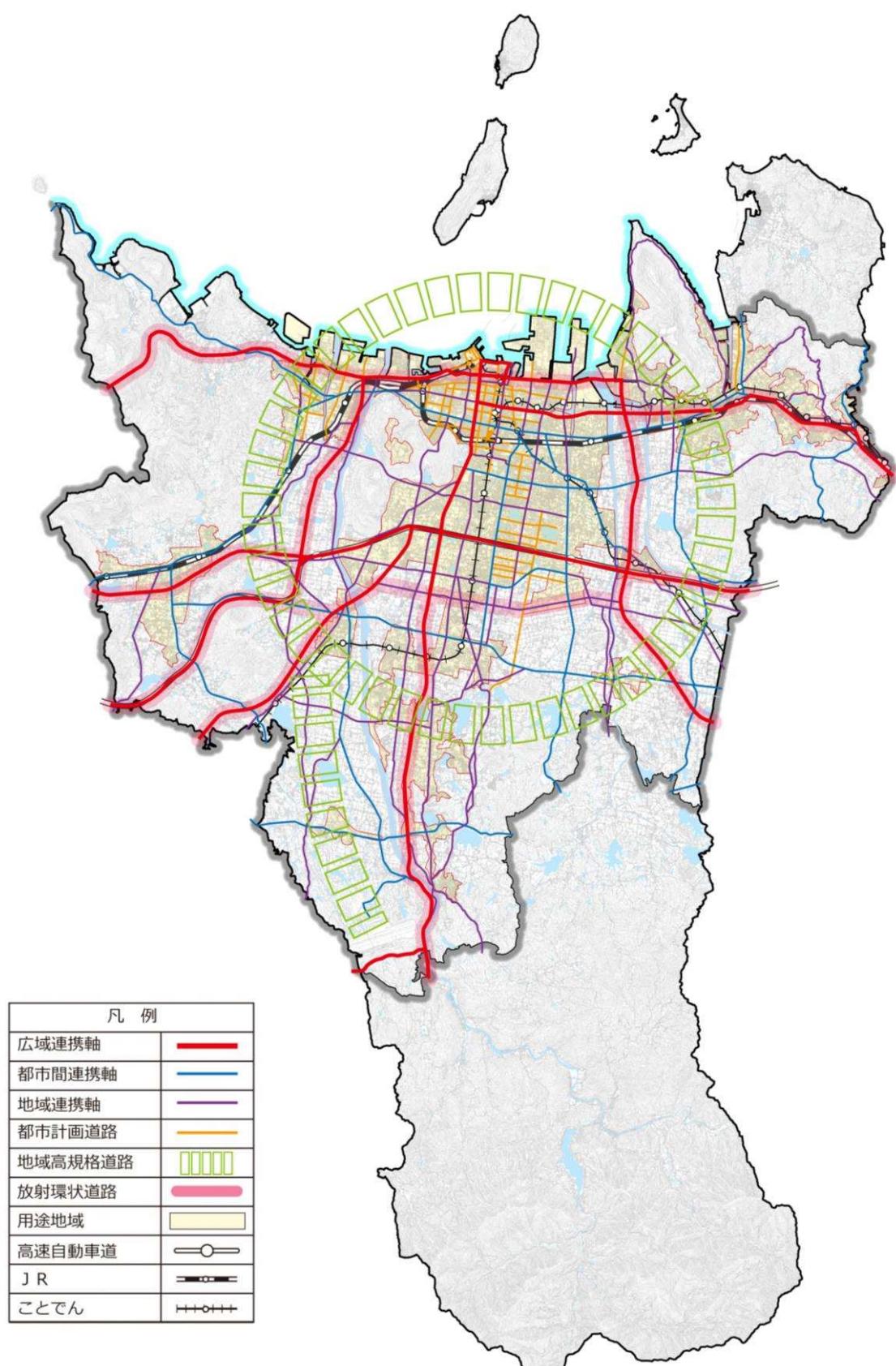
③ 道路に関する整備方針

幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内への円滑な自動車交通の確保に向け、地域高規格道路等の環状線の整備を促進します。 高松空港と市街地とを結ぶ高松空港連絡道路の整備を促進します。 高松市街地形成外環状線、郊外へ延びる国道等の放射環状道路の整備を促進します。
地域基幹道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域基幹道路は、都心部などにおいて、土地区画整理事業等により概ね整備されていますが、郊外部では、まだ不十分な地区も多いことから、公共交通機関の導入空間としての役割を含め都市計画道路等の効率的な整備を進めます。 長期未着手となっている都市計画道路等については、社会経済情勢や、幹線道路ネットワークの変化、行政コストの平準化、集約型都市構造の実現の観点等を踏まえ、定期的に見直しを実施していきます。
自転車・歩行者空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者と自転車が快適・安全に移動できるよう、自転車交通量の多い区間には専用通行帯の設置や既存の広幅員の自転車歩行者道と一体となった自転車道のネットワークを整備するほか、歩行者空間のバリアフリー化を推進します。 自転車利用の拡大を目指す都市づくりの実現に向け、関係機関が相互連携・協力するとともに、市民・NPO・企業・商店街振興組合・行政が協働しながら、自転車を使いやすい道路の整備や利用者のマナー向上、公共交通との連携などを推進します。
景観に配慮した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備においては、道路の緑化はもとより、多くの市民や来訪者による親しまれる道路空間の創造を図ります。 仏生山本町通りなどは高松の歴史的なまちなみを今に残しており、これらシンボル的な資源、歴史的まちなみ景観を有する地区では、良好な歴史的景観に配慮した道路整備を推進します。

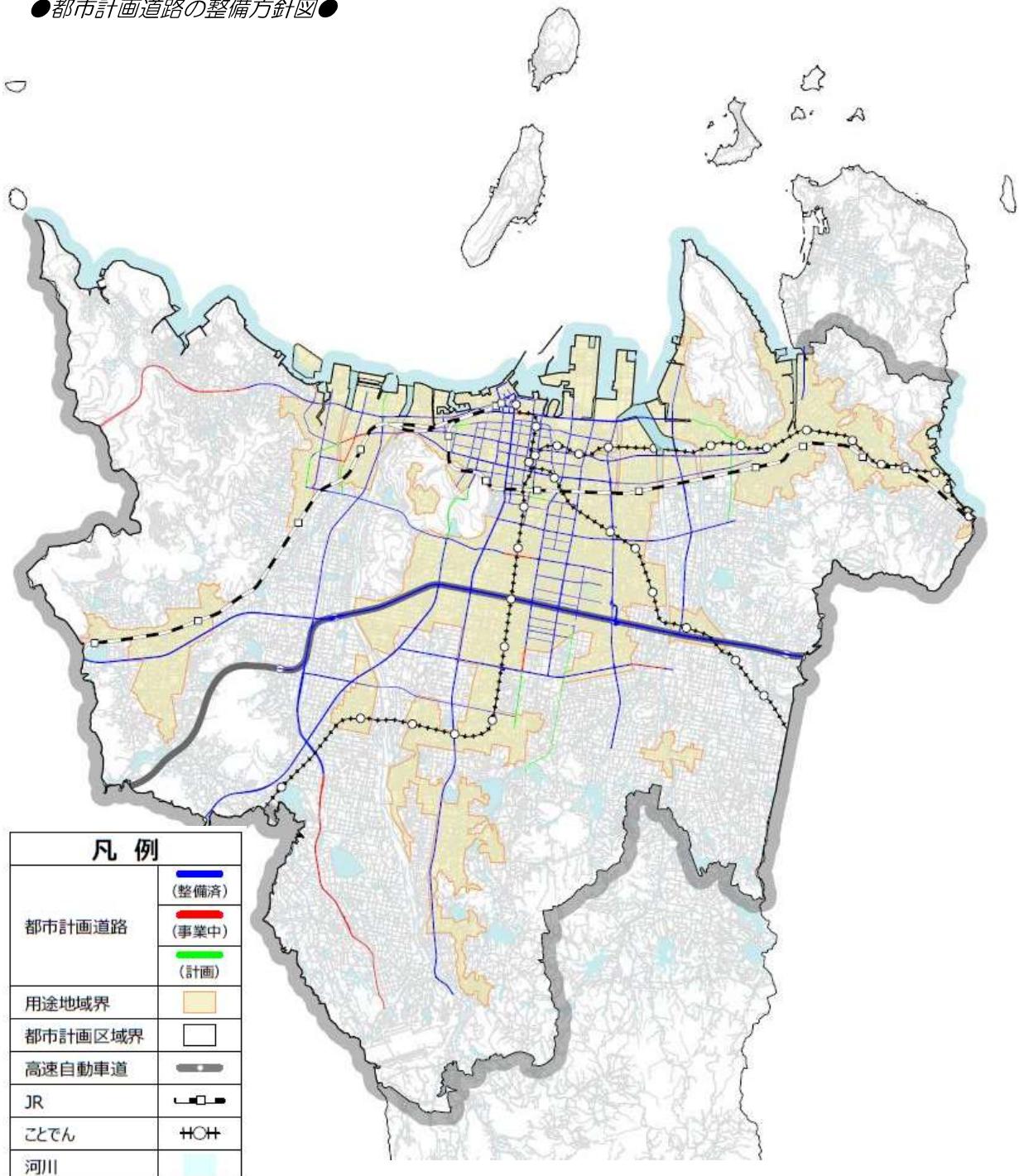
●交通体系の将来イメージ図●



●交通関連施設の整備方針図●



●都市計画道路の整備方針図●



●都市計画道路の整備状況●

R5. 3. 31

道 路 種 別	路線数	計画延長 (m)	整備済延長(m)			整備率 (%)
			供用済延長	整備中換算	合計	
自動車専用道路	1	13,460	13,460	0	13,460	100.0
幹 線 道 路	61	204,940	180,335	13,492	193,827	94.6
区 画 道 路	3	990	405	205	610	61.6
特 殊 道 路	2	740	740	0	740	100.0
合 計	67	220,130	194,940	13,697	208,637	94.8

資料：府内資料

②公園・緑地の整備方針

① 基本方針

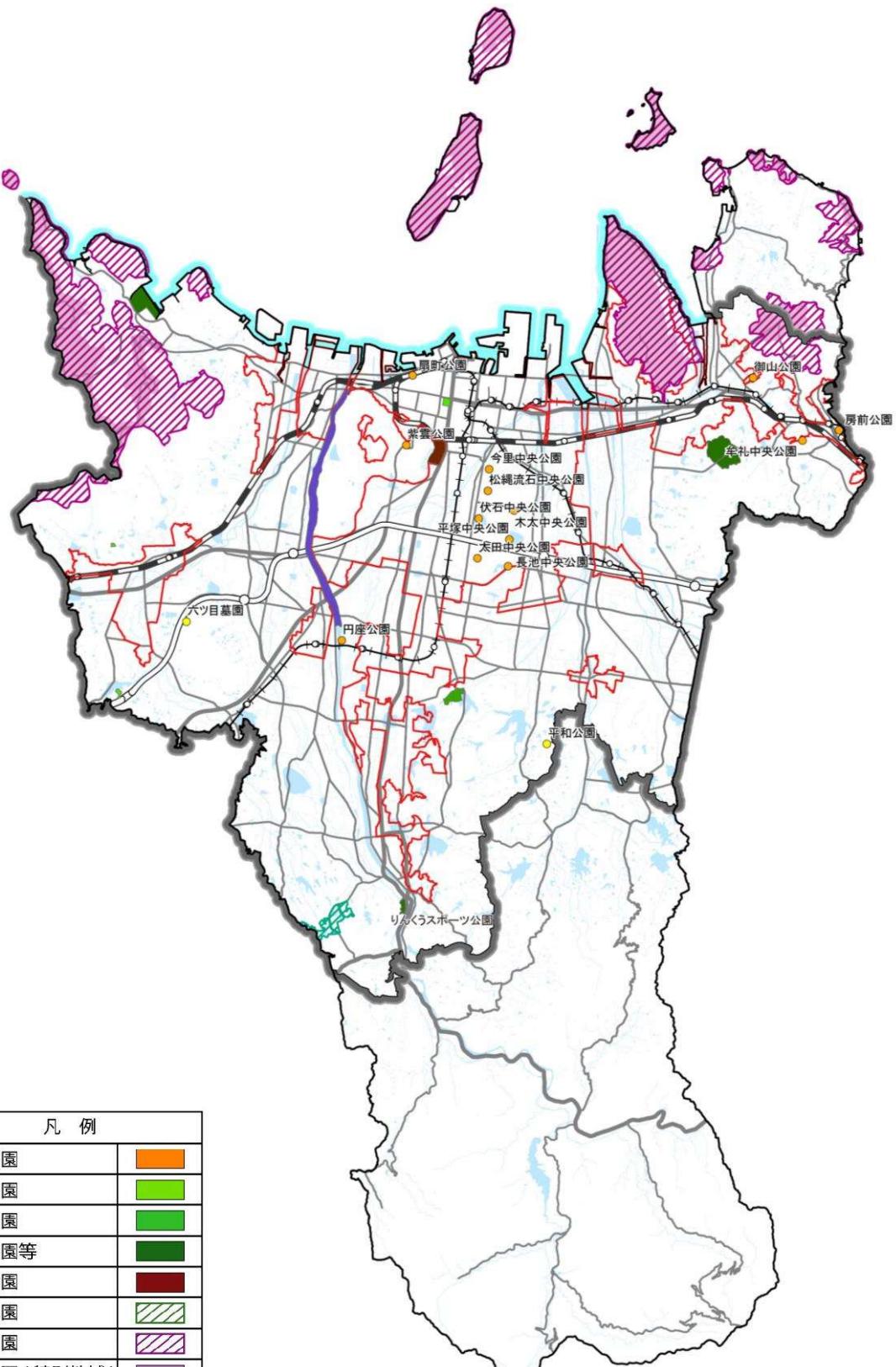
子どもから高齢者まで、より多くの市民ニーズに応え、心地よく緑とふれあい、ゆとりと安らぎを感じることができる公園・緑地空間の形成を目指します。

また、現在、高松市内には、公園や緑地が点在していますが、今後、少子・超高齢化の進展を見据え、適正な配置の見直しや機能の再編を検討していきます。

②公園・緑地の整備方針

広域的な公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動公園、総合公園等の広域的な公園は、緑の拠点として位置付け、市民の多様なニーズに対応した公園機能の充実を図ります。 ● 栗林公園や玉藻公園などの公園・緑地は、市民が、自然・歴史文化等の地域資源を憩いや交流、散策やレクリエーション、健康増進や地域学習の空間として、身近に感じ、有効に活用できるよう、緑地環境の充実を図ります。さらに散策や生き物にふれあえる環境を考慮し、公園・緑地のネットワークの充実を図ります。 ● 国立公園であり史跡及び天然記念物でもある屋島については、屋嶋城城内遺構などの公開活用を進めながら、屋島寺や県（環境省）とも連携し、自然や歴史学習の場として、また、市民いこいの公園としての定着を目指します。 ● 中央公園は、本市の顔に相応しい魅力的な公園として再生するため、Park-PFI の手法を用いて民間活力を生かした整備を図ります。 ● 地震災害等の避難場所としての利用も想定して、罹災対策としての機能を備えた防災拠点として強化を図ります。
身近な公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 街区公園等の身近な公園は、子どもから高齢者まで、気軽に憩えるように、既存の公園・緑地などの整備状況や地域の特性を踏まえ、「緑の基本計画」に基づき、適切な配置に努めます。 ● 一定規模の住宅開発などでは、居住環境の向上を図るため、ポケットパークや自然を活かした公園・緑地の確保に努めます。 ● 公園や広場の管理運営には、市民の参画や協働を取り入れ、快適で使いやすく、楽しめる公園づくりを推進します。
香東川緑地など 緑地・緑道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 香東川緑地、杣場川緑道などの緑地等は、市街地における自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を目指し、未整備区域においては、整備の推進を図るとともに、整備済み区域においては、良好な緑地空間の維持保全を図ります。

●公園・緑地の整備方針図●



③下水道・河川関連施設等の整備方針

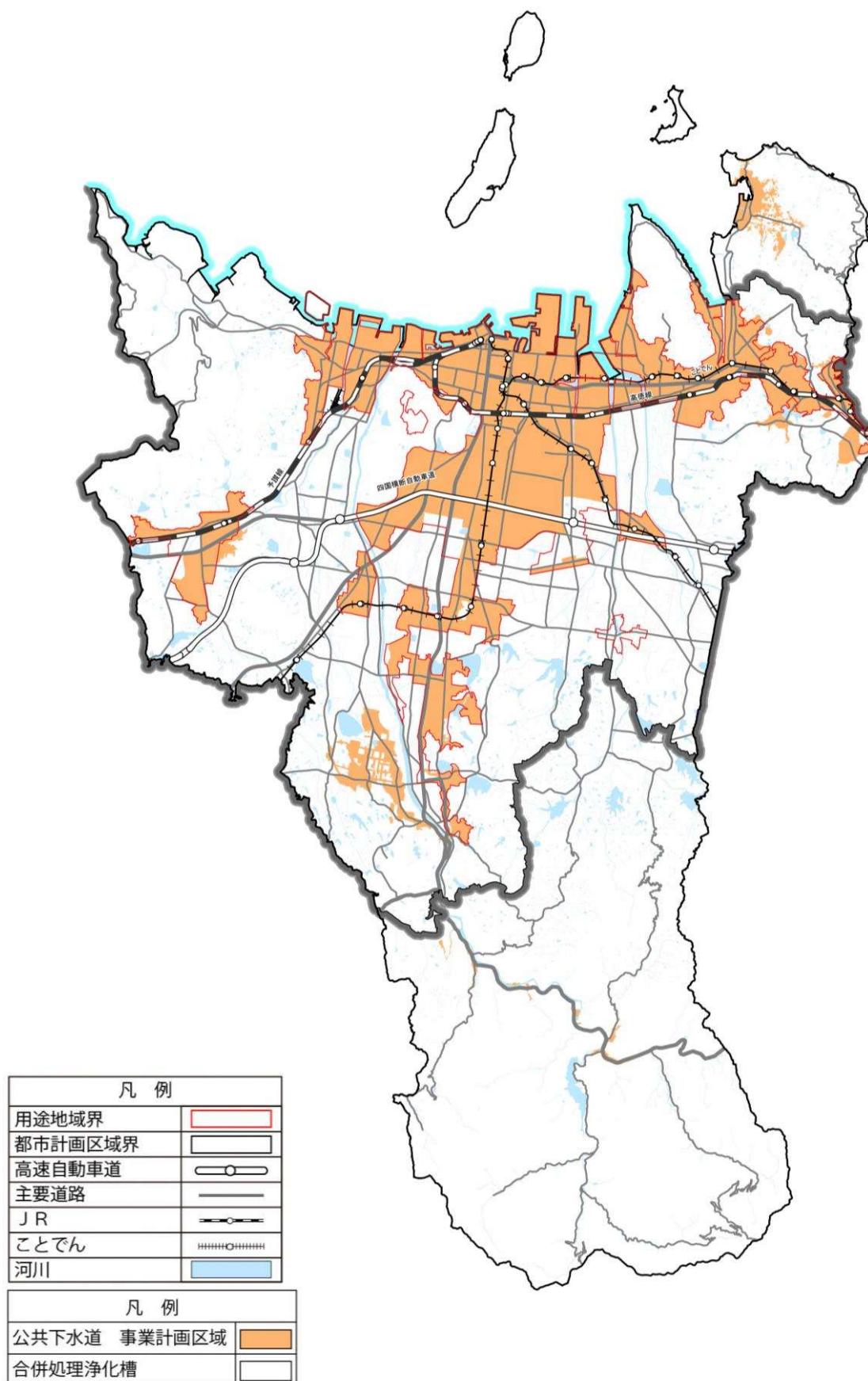
① 下水道の整備方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の健全な発達と安全で快適な生活環境の向上を図り、公共用水域の水質保全に資することを目的とし、効果的、効率的な下水道整備を推進します。
効果的・効率的な下水道の整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道については、将来の人口、土地利用の動向等を見据え、事業計画の見直しを行いながら、計画的に整備を推進します。また、処理区域内の接続率の向上に努めます。 ● 公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。 ● 増大する下水道の老朽化に対応するため、効果的かつ効率的な維持管理・更新に努めます。
市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で快適な生活環境の向上を図るため、下水道と合併処理浄化槽の役割や効果等について、幅広い啓発活動を行い、市民意識の高揚に努めます。

② 河川の整備方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川本来の機能である治水、利水の適正な維持管理を行うとともに、近年の集中豪雨や台風により頻発する土砂災害や水害に対応するための治水施設の整備を推進します。 ● 行政、事業者、市民等による浄化、美化対策を積極的に推進します。
河川の改修及び浚渫	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林や農地等の保全と機能の維持・向上に努めるとともに、県管理河川の総合的な整備の促進及び市管理河川の改修や浚渫を進めます。
多自然型の河川づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系にやさしい河川環境の保全・形成に努めるとともに、水辺景観等に配慮した河川・水路の改修等、多自然型の河川づくりを推進します。

●下水道の整備方針図●



平成 28 年度時点

8.3.市街地整備の方針

① 市街地整備の基本的な考え方

少子・超高齢社会の進展や人口減少時代の到来、財政的な制約の高まりなどから、今後の市街地整備の方向性としては、市街地の拡大による量的な資本投資よりも、既存のストックを有効に活用して質的な充実を図り、集約拠点への都市機能の誘導と市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造の実現を目指します。

高松市の中心市街地では、空店舗や空きオフィスの増加など空洞化が進んでおり、中心市街地活性化基本計画の諸施策との連携を通じ、これら都市の資産を有効に活用して中心市街地の活性化を推進していきます。

既成市街地では、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の充実を図るとともに、低未利用地の有効・適正な土地利用転換、小規模な宅地の解消、空き家・空き地の適正管理や有効活用など、都市機能の再編・高度化、都市防災の強化等を図り、持続可能で良好な市街地形成を目指します。

また、土地利用の方針に沿って、市街地が進行している又は改善が必要な地域では、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により、計画的な市街地形成を図ります。

② 市街地整備の方針

中心市街地における機能更新と再開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地においては、空店舗や公共施設などの既存ストックの利活用を図り、魅力ある中心市街地の創出に努めます。 商店街が連なる都心部では、土地の高度利用と都市機能の更新を図るために、市街地の再開発を促進します。
既存市街地内の低未利用地での土地の適正利用への誘導	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地内では、広域交流拠点、地域交流拠点等において土地の高度利用が必要となる地域においては、市街地改善型の土地区画整理事業を推進し、土地の高度利用を促進します。 基盤整備が完了した太田第2地区においては、良好な宅地利用を促進していきます。 用途地域内には、農地や低未利用地が多数残されており、これらの遊休地を活用して、土地区画整理事業の推進など、面的整備による良好な宅地の供給と、道路等の都市基盤の整備を推進します。
市街地開発事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業等)の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤整備にあたっては、地区計画制度など土地利用規制と連動して土地利用誘導効果を相乗的に發揮し、財政制約の高まりの中で最大の効果を目指した整備を実施します。 必要性や緊急性を十分に考慮して重点的な都市基盤整備に取り組んでいきます。
地区計画制度の活用による良好な市街地の形成と保全	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりを行うにあたっては、市民の参加を促し、地域が主体的にまちづくりに取り組み、持続性が高く、かつ、効力の高いまちづくり方策の一つである地区計画制度を積極的に活用していきます。 市街地開発事業の実施や用途地域の変更などの計画に際しては、同時に実施することが効果的かつ合理的であり、これを推進します。 都市全体の用途配置の方向性と整合を図りつつ、多様性に富む地区計画制度を活用し、各地域の特性に応じたまちづくりを推進し、都市型生活にふさわしい地域を形成します。
民間活力の活用と誘導	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生の担い手として、民間が持っている資金やノウハウなどの民間活力を最大限活かしながら着実に都市機能の更新を促進していきます。 国等による支援策の活用により、民間活力を引き出すための受け皿づくりを進めています。

8.4.都市環境・景観形成の方針

① 都市環境・景観形成の基本的な考え方

これからの中長期的創造にあたっては、都市的開発の抑制や廃棄物等による負荷の低減を通じた自然環境の保全はもとより、都市や地球レベルの温暖化防止などの観点もあわせ持つ必要があります。

本市では、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素化に向けた取り組みを進めます。

また、平成28年1月に改定した「高松市景観計画」に基づき、建築物や屋外広告物等に関するルールづくり及びその運用により、市民協働のもと、水や緑、文化資源等を活かした安らぎのある都市環境・景観づくりを目指します。

② 都市環境・景観形成の方針

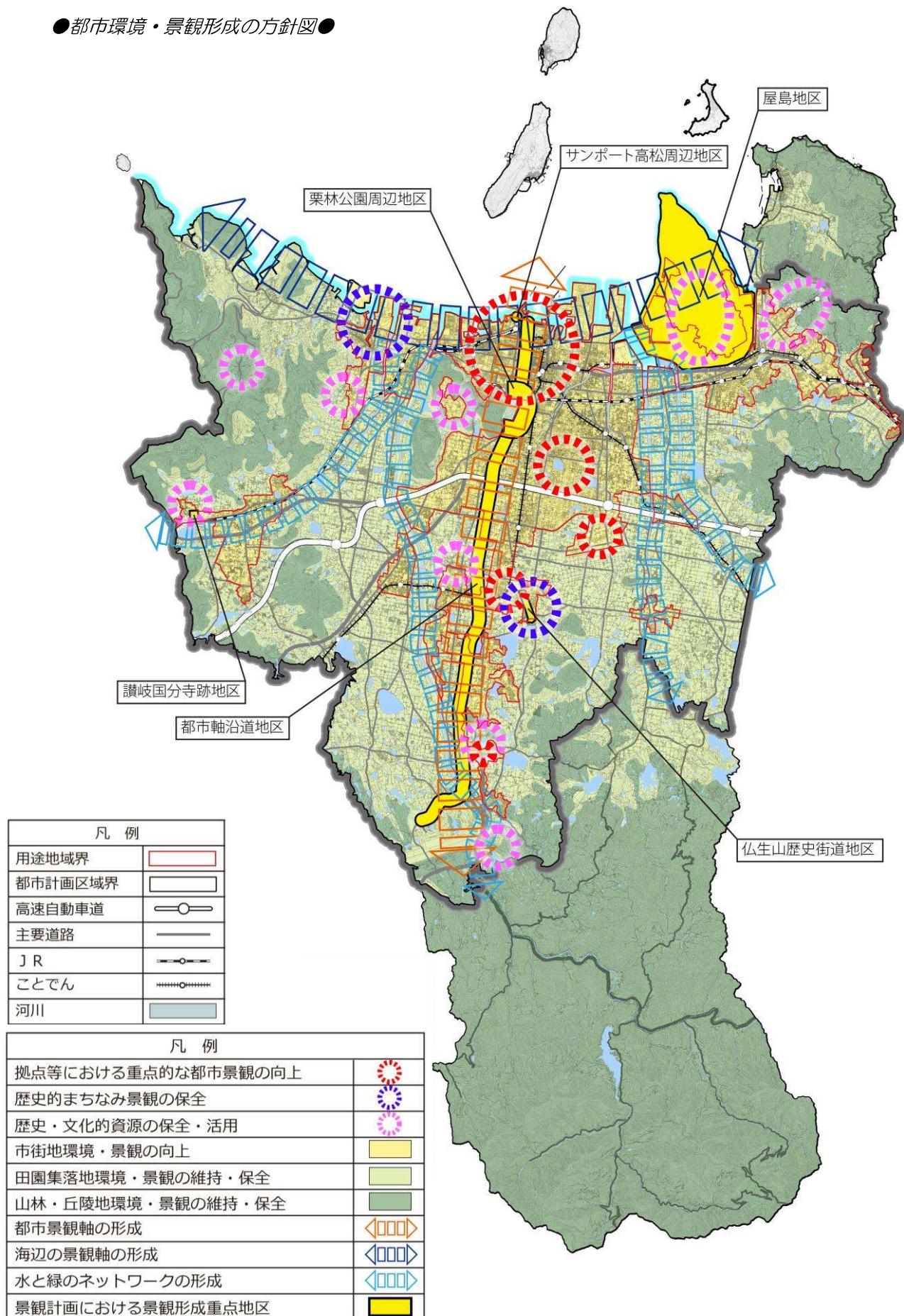
拠点における重点的な 都市景観の向上 (広域交流拠点、各地域 交流拠点など)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流拠点などにおいては、本市の顔及び地域の顔としてふさわしい都市景観の形成を図るため、景観法の活用等により、商業空間や歴史的資源との調和した地域の個性を活かした都市景観の形成を図ります。 ● 広域交流拠点や各地域拠点に集積する公共公益施設や民有地の一体的な緑化を図るとともに、セットバックなどによるゆとりのある空間を創出し、連続性のある都市景観の形成を図ります。
市街地環境・景観の向上 (商業・業務)	<p>(商業・業務地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 魅力的で賑わいのある都市景観を創出するため、商業・業務地の連続性を確保するような景観の誘導に努めます。 ● 格調と個性豊かな都市景観の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 中心市街地においては、水と緑による潤いに加えて、オープンスペース等の活用により、心地よさと安らぎを感じる都市空間の形成を図ります。 ❖ サンポート高松は、四国の玄関口に相応しく、新たな高松の顔として海からの眺望やランドマーク性に配慮した景観形成に努めます。 ❖ 丸亀町商店街の再開発事業や丸亀・片原・兵庫の3町商店街に完成したアーケードドームなど、魅力の向上を続ける商店街周辺は、高松を代表するプロムナードであり、歩くのが楽しくなる、魅力あるまちなみの形成に向けて、周辺地域との調和や統一性に配慮した景観の誘導を図ります。 ❖ 中央通り沿道の業務地域は、中核都市らしさを呈しており、看板・広告物等の景観誘導を実施し、より魅力的なまちなみを創出します。 ❖ 香川インテリジェントパーク周辺では、シンボル的な街路樹と調和した緑豊かなまとまりと潤いある地区として、気品と落ち着きのある都市景観の形成を図ります。

	<p>(住宅地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特性に合わせた住宅地景観の誘導を目指し、周辺の住宅と調和のとれた秩序とまとまりのあるまちなみの形成による快適性の向上を図ります。 ● 緑豊かで潤いある住宅地の景観保全・修景に努めます。 ● 地区計画等の導入により景観の向上を図ります。 <p>(工業地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工業地区内における緑化の推進等により、全体として秩序とまとまりのある工業地景観を創出します。 ● 地場産業の工場が立地している地区では、地場産業の特色を活かし、生業とともに育まれる文化的景観の継承を図ります。 <p>市街地環境・景観の向上</p> <p>(住宅地) (工業地) (道 路)</p> <p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高松市の都市構造を形成する幹線道路等の沿道では、四国の中核都市にふさわしい、周辺環境との調和と統一性に配慮した、通り全体としてまとまりある景観形成に努めます。 ● 格子状に形成されている中心市街地内の幹線道路は、舗装・照明・案内等の美化とともに電線類の地中化等を図るなど、特色ある道路景観の形成に努めます。 ● 街角では、広場等を形成するとともに、緑化等による都市空間のアクセント化を図ります。 ● 4車線以上の道路が交差する交差点から一定の範囲については、一般広告物の設置を禁止するなど、道路景観の向上を図ります。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JRやことでんの車窓から見る、移動により変化する風景は、連続性や四季の移り変わりを感じられる景観形成を図ります。
<p>歴史的まちなみ景観の保全</p> <p>(仏生山地区) (香西港地区)</p>	<p>(仏生山地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仏生山地区は、地域固有の歴史・文化を伝える地域資源やまちなみが残っており、景観計画における重点地区として指定し、門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます。 <p>(香西港地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香西港地区（愛染川周辺）は、歴史的まちなみや寺院や商店街が残っており建物と一体となった港の景観づくりが必要であり、古いまちなみと一体となった落ち着きのある水辺景観と新たな市街地の観光地づくりを推進します。 ● 隣接する芝山の緑地の保全及び眺望点の確保を図ります。

歴史・文化的資源の 保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別名勝名栗林公園、市特別史跡讃岐国分寺跡、史跡高松城跡（玉藻公園）、史跡石清尾山古墳群、史跡天然記念物屋島、四国八十八箇所靈場と遍路道などの歴史的資源が各地に多く残されており、また、五色台野外活動センターなどの文化施設も存在する。これらの保存・保全を図るとともに、地域の活性化のために有効活用します。特に屋島は景観計画における重点地区として、源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を活用した景観づくりを進めます。また、讃岐国分寺跡周辺についても、景観計画における重点地区として、特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます。 ● 栗林公園、玉藻公園及びその周辺地区は、城下町として歴史と現代の活力が調和した都市景観の形成を図ります。特に栗林公園周辺は、景観計画における重点地区として、公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます。
田園集落地環境・景観の 維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地と集落、新しい住宅地等からなる田園居住地では、自然と集落が調和する潤いと快適さを併せ持つゆとりある景観の形成を図ります。 ● 農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能等の役割に配慮しつつ、適切な保全に努めます。 ● 農業を通じて自然や人との交流を楽しむための場を創出します。
山林・丘陵地環境・景観の 維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 讃岐山脈や五色台、屋島等の豊かな森林については、開発等による影響を最小限に抑え、多種多様な生き物との共生を支える自然環境の保全を図ります。 ● 自然公園地域や高松風致地区などは、今後も保全を図っていくとともに、市街地周辺においては、必要に応じて法規制を図るなど良好な樹林地の保全に努めます。 ● 地域住民等の協力による身近な樹林地の維持管理の促進や、教育・レクリエーションの場を提供する生活環境保全林の整備を推進し、人が森林・里山とふれあえる快適な空間を創出します。 ● 森林の公益的機能を發揮させるため、健全な森林の維持管理に努めるとともに、土砂流出の抑制を図る治山対策を進めます。
都市景観軸の形成 (国道30・11・193号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道30・11・193号は、高松市の骨格となる道路であり、市民のみならず来訪者も多く利用する道路であることから、都市軸沿道は、景観計画における重点地区として、高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる沿道景観づくりを進めます。 ● 道路沿道の建築物などについては、街路樹、高さ、色彩、素材などで連続性や統一性を持たせるなど周辺のまちなみとの調和に配慮しながら魅力的な景観形成に努めます。

海辺の景観軸の形成 (サンポート高松を中心としたシーフロント)	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨海部は、四国における海の玄関口として、瀬戸内海を意識した親水空間の整備等による都市景観の形成を図ります。 ● 海、港、集落とそこでの漁業活動とともに形成された生活文化を背景とした固有の集落景観は、第1次産業振興施策と連携し、保全・形成を図ります。 ● サンポート高松を中心とした北浜から大的場に至る海岸線において、海浜散策路・緑地の整備を推進するなど、各地域の連携による臨海部全体として「シーフロント」にふさわしい統一感のある景観形成に努めます。
水と緑の ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川は、身边にふれあえる貴重な水辺空間となっており、散策、遊び場として活用されるよう、自然環境の保全と親水空間の整備を図ります。 ● 市街地内のため池周辺等は、水と緑の潤いが醸し出す都市の貴重な景観として、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図ります。 ● 水と緑のネットワークの形成は「風の道」ともなり、都市の温暖化（ヒートアイランド現象）対策として効果が期待されることから、公園や緑地等、市街地内の緑の拠点を河川水系や街路樹で結び、水と緑のネットワークの形成を図ります。
自然の再生と共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 都心部における緑化は、ヒートアイランドの防止をはじめ、市民、来訪者にとっても憩いと安らぎを与える要素であり、未活用地（ビルの屋上・壁面、高架下等）に自然空間を創出し、自然の再生と共生を図ります。 ● 公園や学校施設等においては、ビオトープ空間の確保に努め、水と緑のネットワークとともに生態系のネットワーク化を推進します。
市民参加による 都市環境・景観の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地においては、官民の協力により街路樹や花壇の整備等施設緑化に努め、市域全体として水と緑の連続性が確保できるよう、生態系保全のネットワーク形成に努めます。 ● 緑地協定の活用や生垣設置の助成制度の活用等により都市緑化を促進し、緑豊かな生活環境の形成を図ります。

●都市環境・景観形成の方針図●



8.5.都市防災の方針

① 基本方針

風水害、地震、土砂災害などから市民の生命・財産を守り、市民の誰もが安全・安心して快適な暮らしが続けられる災害に強い都市づくりに取り組みます。

特に、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震に対する防災・減災への取組みを進めます。

高松市地域防災計画に基づき、国、県、周辺市町との連携による防災体制の強化を図るとともに、災害時の被害減少を目指し、公園・緑地や幹線道路等の整備による防災機能の向上や、建築物の不燃化、耐震化、避難路の確保等を進めます。災害に脆弱な地域については、住民への事前周知に努め、安全な地域への居住の誘導を通じ、災害に強い都市づくりを進めます。

② 災害に強い都市づくり

総合的な治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の氾濫による被害を防止するため、河川改修を推進します。 ● 内水による浸水被害が多発する地域において、雨水を速やかに排除する雨水幹線の整備やポンプ施設の整備を計画的に推進するとともに、下水道施設の耐震化、耐水化を計画的に推進します。特に、中心市街地などにおいては、中心市街地浸水対策計画に基づいて公共下水道雨水管渠、雨水ポンプ場等の整備を推進します。 ● 沿岸部や低地部においては、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、河川・海岸保全施設の整備を推進します。 ● 無秩序な開発の抑制や調整池等の設置による流出抑制、市街地での雨水貯留や地下浸透機能の確保、地下空間への浸水防止対策などと併せ、総合的な治水対策を推進します。
災害時の避難経路・輸送経路、避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資補給及び人員動員のためのルートとして、国道、県道など主要幹線道路を位置付け、災害時のスムーズなネットワーク化を図ります。 ● 避難路には、通学路や中心地区への主要道路を位置付け、沿道建物の不燃化、緑地帯の確保に努めるなど、防災機能の強化を図ります。 ● 緊急車両が通行する救援・救急動線として道路幅員については4m以上（緊急車両通行幅員）を確保するとともに、沿道建築物の耐震化を促進し、安全性・防災性の向上を図ります。 ● 地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員及び生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路沿いの要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断を義務化し、改修や建替えを促進することにより、耐震性の高い市街地の形成、避難路の機能確保を図ります。 ● 避難場所については、防災機能をもつ公園・街路等のオープンスペースの整備など防災性の向上に努めます。
建築物等の不燃化・耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 木造建築物が密集する市街地などでは、狭小道路の拡幅とともに、耐火・耐震性の向上を促進し、建築物の安全を確保します。 ● 特に大規模高層建築物や不特定多数の人が利用する建築物の一層の耐震化を促進し、庁舎などの防災活動拠点施設となる建築物や学校、体育館などの被災時の避難者の収容施設となる建築物については、早期に耐震化の完了を目指します。 ● 急傾斜地など崩壊の危険が高い地区では、崩壊防止対策を行い、安全の確保を図ります。 ● 盛土等による災害から市民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等の包括的な規制に取り組みます。

消火・救助活動の円滑化の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の消防活動や避難・救援活動に対する阻害要因を解消し、円滑な活動を確保するとともに、都市機能の速やかな復旧と延焼を防止するため、主要道路や橋梁等の耐震化や沿道の不燃化を進め、都市の防災骨格の形成を図ります。
----------------	---

③ 防災体制の強化

防災情報等の高度化と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用し、防災情報等のシステムの充実に努め、降雨・洪水・地震等の状況や予測、被害状況などの災害情報を収集・把握し、的確に対応するとともに、速やかに市民や関係機関に情報の提供を行い、共有化を図ります。 ● 地震、津波、高潮、洪水、土砂災害及びため池のハザードマップを活用し、市民等に周知することで、警戒避難態勢の充実に努めます。 ● 本市の防災中枢拠点施設として、危機管理・消防・上下水道などを所管する組織・部門を配置する高松市防災合同庁舎（危機管理センター）を活用し、災害発生時における市民の安全・安心の確保を図ります。
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からの防災活動を含め、災害時の応急対策活動などは、公的機関の応急対策活動だけでは十分機能しないことから、地域コミュニティ等との連携強化を図ります。 ● 災害の未然防止又は災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが平素から災害について正しい認識を持ち、災害から自らの生命、財産を守るための知識を備えておくことが重要であるため、様々な広報媒体や学校教育等を活用し、防災意識の高揚を図ります。

9 都市づくりのシナリオ

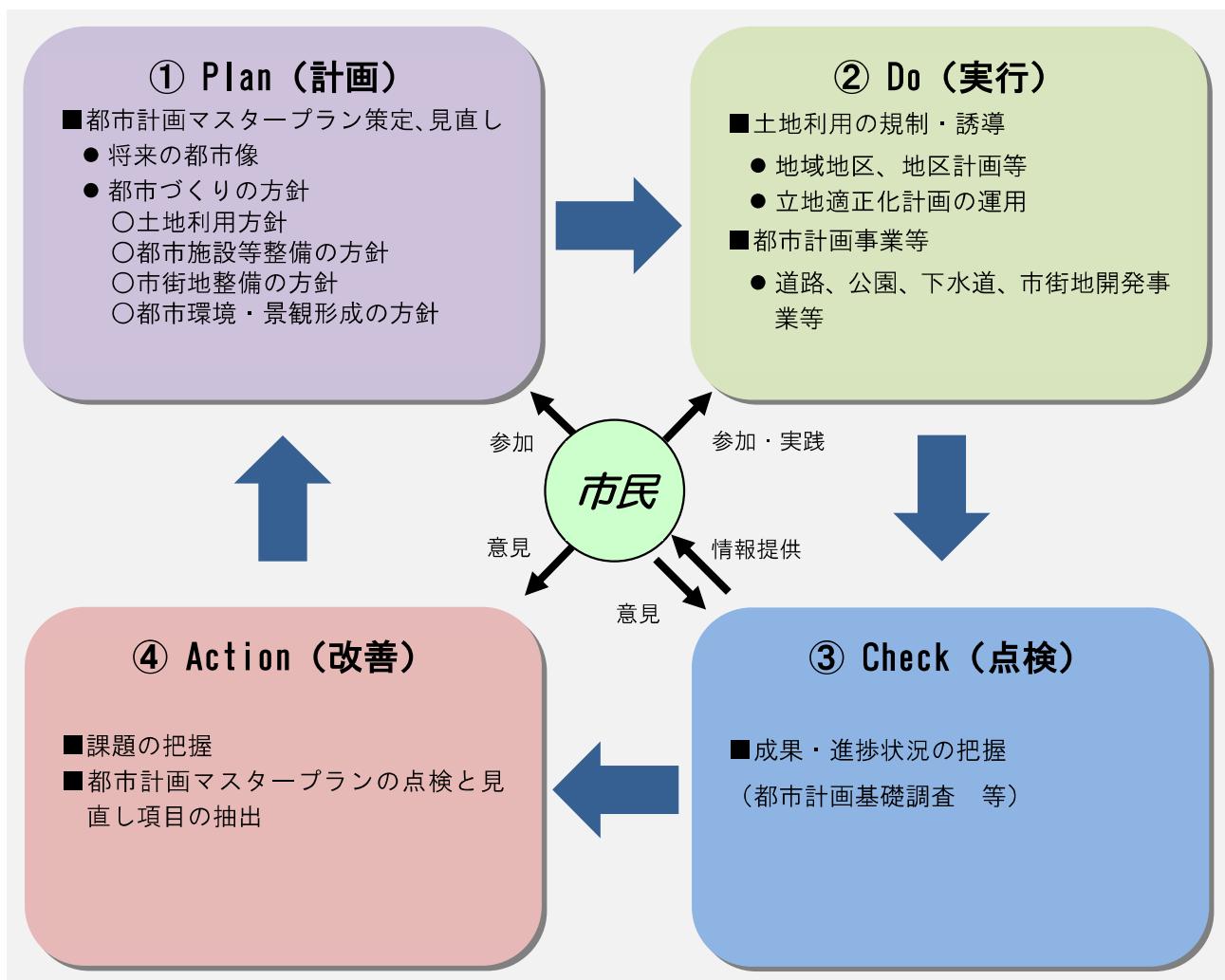
9.1 都市づくりのアクションプログラム

都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間要するものもあります。本計画は、令和10年を目標年次とした将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにしています。

そのため、目標を実現していく過程について適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、策定後の状況変化に対して、見直しを含む適切な政策判断が行われる必要があります。そのため、計画(Plan)を、実行に移し(Do)、その結果・成果を点検し(Check)、改善し(Action)、次の計画(Plan)へとつなげていく、計画の進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

また、AIやICT等のデジタル技術を活用することにより、施策の進行管理や個別施策の事業内容の調整を効率的に行う方法を検討していきます。

●PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクル●



9.2.都市づくりの推進と取組み

① 市民との協働について

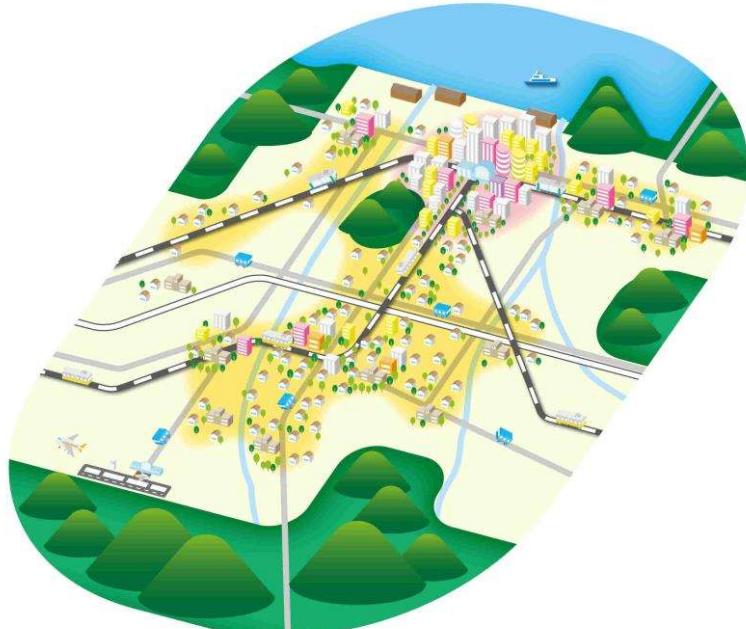
都市づくりの役割分担と協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 高松市都市計画マスタープランの推進にあたっては、高松市が主体となって、都市計画や都市計画事業などを実施するとともに、国や香川県、その他公的機関との調整や協力を得ながら推進します。 ● まちづくりの主役は市民であることから、市民・NPO・企業・行政など多様な主体と連携するとともに、Park-PFI等の新たな官民連携手法により、市民の自主的なまちづくりを支援します。
市民の参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のまちづくりへの関心や意欲を高めるために、まちづくりに関する情報提供や市民活動の支援を通じて、市民がまちづくりに参加できるような環境づくりに努めます。 ● 施策や事業の実施に関しては、計画の策定段階からワークショップや社会実験の導入、パブリックコメント制度の活用など、誰もがまちづくりに参加できる手法を検討し、市民と行政とが協働でまちづくりを進めます。
情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施など特に重要な事項に関しては、市の広報誌やホームページ、パンフレットなどを通じて情報を発信し、市民への公表と周知を図ります。 ● また、市民が進めるまちづくりや地域単位のまちづくりに必要な情報も、発信していきます。

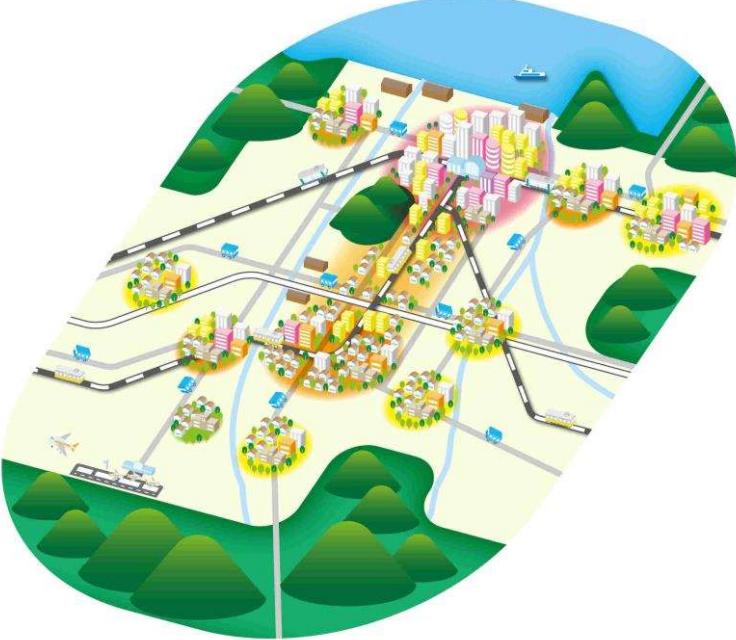
② 市内部の推進と取組みについて

まちづくりを実現、支援するための都市計画行政の適切な執行	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりを進めるために、地域地区はもとより、地区計画や建築協定・緑地協定など、都市計画に関わる制度を活用します。 ● 事業の実施においては、都市計画法などに基づく事業を実施し、面的整備や道路・公園などの基盤整備を行います。また、必要に応じて、都市計画の決定や見直しを進めます。 ● 法に基づく事業の対象以外でも、必要性の高いものについては、社会資本整備総合交付金を活用するなど、実現可能な整備手法を検討します。
府内推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内における横断的な組織の連携や総合的な視点でまちづくりを進める体制づくり、市民が進めるまちづくりに対応できる職員の育成などを進めます。
行財政改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市づくりを進める上でも、行財政面での効率的な執行が求められることから、この計画に則り、道路や下水道、公園などを整備するにあたり、事業手法等の適切な選択をはじめ、事業コストの縮減や柔軟な規格での整備など効率的な推進を図ります。

●将来の都市イメージ●

現在 (平成 29 年 (2017 年))

将来の都市 イメージ	
集約拠点への 都市機能の集積	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地を始めとする人口の減少、全市的な高齢化の進展 ● 地域交流拠点、生活交流拠点への都市機能の集積が不十分 ● 商業機能の郊外化など市街地の拡散、低密度化 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の魅力向上、にぎわいの創出 ● 生活利便性の確保に向けた集約型のまちづくり（市街地拡散の抑制）
機能別拠点の 機能充実	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨海部の工業地域等に、工業・流通業務系施設が集積 ● 香川インテリジェントパークに、産業支援施設や民間研究所等が集積 ● 栗林公園、玉藻公園、仏生山など地域の特色ある拠点が存在 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ごとの特色を踏まえた拠点機能の充実 ● 地域ごとの特色を踏まえた魅力ある都市環境・景観の維持・保全
公共交通機関を 主としたネット ワークの充実	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通網（鉄道、路線バス）が中心部から放射状に形成 ● 自動車利用への過度な依存 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通の利便性向上による利用の定着 ● CO₂排出量の抑制（公共交通利用への転換） <ul style="list-style-type: none"> ● 交通渋滞の解消 ● 都心部における回遊性の向上
適正な土地利用の 規制誘導	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商業、業務、病院などの郊外幹線道路への立地 ● 線引き廃止後、用途地域縁辺部などで人口が急増 ● 人口急増地区では、学校施設等の不足、交通安全性の低下、雨水流出量の増加等が発生 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集約拠点への都市機能の集積促進 ● 用途地域内への居住の促進 ● 用途地域縁辺部など郊外における宅地化の抑制

～ 令和10年（2028年）											
将来の都市イメージ											
集約拠点への都市機能の集積	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流拠点：商業・業務機能の高度な集積、賑わい空間の創出、まちなか居住の推進 ● 地域交流拠点：一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上 ● 生活交流拠点：日常生活に必要な各種サービス機能の充実した環境づくり <p>【施策等】</p> <table border="1"> <tr> <td>● 高松丸亀町商店街市街地再開発事業など中心市街地活性化の推進（まちなか再生）</td><td>● 市民病院の移転に伴う仏生山駅周辺のまちづくりの推進</td></tr> <tr> <td>● 地域交流拠点、生活交流拠点への生活利便施設の集積</td><td>● 都市機能誘導区域設定と施設誘導</td></tr> </table>	● 高松丸亀町商店街市街地再開発事業など中心市街地活性化の推進（まちなか再生）	● 市民病院の移転に伴う仏生山駅周辺のまちづくりの推進	● 地域交流拠点、生活交流拠点への生活利便施設の集積	● 都市機能誘導区域設定と施設誘導						
● 高松丸亀町商店街市街地再開発事業など中心市街地活性化の推進（まちなか再生）	● 市民病院の移転に伴う仏生山駅周辺のまちづくりの推進										
● 地域交流拠点、生活交流拠点への生活利便施設の集積	● 都市機能誘導区域設定と施設誘導										
機能別拠点の機能充実	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 朝日町など臨海部の工業地域等（シーフロントゾーン）における産業構造の変化等に対応した土地利用の促進 ● 新たな拠点整備によるにぎわいの創出 ● 香川インテリジェントパーク周辺のアクセス機能等の強化 ● 栗林公園、玉藻公園、仏生山などの景観保全 <p>【施策等】</p> <table border="1"> <tr> <td>● 高松港におけるコンテナターミナルの整備促進</td><td>● 景観計画の運用</td></tr> <tr> <td>● 香川インテリジェントパーク周辺の道路整備、新駅との交通結節機能の強化</td><td>● 玉藻公園の整備促進</td></tr> </table>	● 高松港におけるコンテナターミナルの整備促進	● 景観計画の運用	● 香川インテリジェントパーク周辺の道路整備、新駅との交通結節機能の強化	● 玉藻公園の整備促進						
● 高松港におけるコンテナターミナルの整備促進	● 景観計画の運用										
● 香川インテリジェントパーク周辺の道路整備、新駅との交通結節機能の強化	● 玉藻公園の整備促進										
公共交通機関を中心としたネットワークの充実	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道・バス等の利便性向上（バス路線再編など）、公共交通利用の促進 <p>【施策等】</p> <table border="1"> <tr> <td>● 新駅や複線化の整備促進</td><td>● 新たな都市内交通を含めた交通体系の整備検討</td></tr> <tr> <td>● 駅周辺駐輪場、駅前広場の整備促進</td><td>● 地域高規格道路の整備促進</td></tr> <tr> <td>● 駅施設、バス車両のバリアフリー化促進</td><td>● 都市計画道路の整備推進</td></tr> <tr> <td>● 新規バス路線の運行促進</td><td>● 自転車走行空間の整備促進</td></tr> <tr> <td>● パークアンドライド駐車場の整備促進</td><td></td></tr> </table>	● 新駅や複線化の整備促進	● 新たな都市内交通を含めた交通体系の整備検討	● 駅周辺駐輪場、駅前広場の整備促進	● 地域高規格道路の整備促進	● 駅施設、バス車両のバリアフリー化促進	● 都市計画道路の整備推進	● 新規バス路線の運行促進	● 自転車走行空間の整備促進	● パークアンドライド駐車場の整備促進	
● 新駅や複線化の整備促進	● 新たな都市内交通を含めた交通体系の整備検討										
● 駅周辺駐輪場、駅前広場の整備促進	● 地域高規格道路の整備促進										
● 駅施設、バス車両のバリアフリー化促進	● 都市計画道路の整備推進										
● 新規バス路線の運行促進	● 自転車走行空間の整備促進										
● パークアンドライド駐車場の整備促進											
適切な土地利用の規制誘導	<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画の運用等、コンパクトな市街地形成に向けた土地利用の規制・誘導 ● 都市機能誘導区域への誘導施設の集積、居住誘導区域内への居住促進 ● 郊外部における住宅地開発の抑制など適切な土地利用規制 <p>【施策等】</p> <table border="1"> <tr> <td>● 中心市街地における高度利用の推進</td><td></td></tr> <tr> <td>● 土地区画整理事業地など、都市基盤整備完了地区への居住促進</td><td></td></tr> <tr> <td>● 郊外部における建物用途・形態規制等の強化及び開発許可基準の見直し</td><td></td></tr> </table>	● 中心市街地における高度利用の推進		● 土地区画整理事業地など、都市基盤整備完了地区への居住促進		● 郊外部における建物用途・形態規制等の強化及び開発許可基準の見直し					
● 中心市街地における高度利用の推進											
● 土地区画整理事業地など、都市基盤整備完了地区への居住促進											
● 郊外部における建物用途・形態規制等の強化及び開発許可基準の見直し											

9.3.都市計画マスタープランの見直しの考え方

都市計画は5～10年の間に見直しを行うものとされており、「高松市総合計画」や香川県が策定する「高松広域都市計画区域マスタープラン」の改定を踏まえ、高松市都市計画マスタープランの見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、行財政、産業構造など、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合等には、隨時、必要かつ適切な見直しに取り組みます。

●社会経済情勢の変化における見直しの要因●

項目	見直しの要因（例）
人口の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●将来フレームの人口と実際の人口が大きくかけ離れた場合 ●中心部の人口減少が進行し、郊外への人口流出に歯止めがかからない場合
土地利用の動向	<ul style="list-style-type: none"> ●基盤整備の不十分な地域に、建築行為、農地転用など開発動向が多く見られた場合
都市構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●都市施設（道路、公共施設など）や都市機能の集積度合いの変化、地域の役割などに変化が見られた場合
行財政の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●市の行財政、特に公共事業費が大きく変化する場合
産業構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●ある特定の産業が急速に発展、又は衰退し、産業構造の変化が見られた場合

●施策の成果・進捗による見直しの要因●

見直しの要因（例）
立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画、都市計画道路整備プログラム、緑の基本計画、生活排水対策推進計画などの事業スケジュールと比べ実際の事業の進捗が遅れている場合

9.4.都市づくりの施策の実施

都市計画に関する施策を以下に整理し、目標に向けて実施していきます。

●都市づくりの施策一覧●

施 策		目標(23項目)	目標指標(34項目)	策定時 H19年4月	現況値 H27年4月	現況値 R5年4月	目標値 ～R10年
①	居住環境の整備	市営住宅居住環境の向上	市営住宅の管理戸数	4,340戸	4,229戸	3,997戸	—
②	身近な道路環境の整備	市道の改良整備	市道改良延長	—	1,495km	1,571km	1,534km
③	みどりのまちづくり	都市緑化の推進	市民一人当たり 都市公園面積	6.50 m ²	8.14 m ²	9.41 m ²	9.28 m ²
			公園愛護会の団体数	136 団体	151 団体	158 団体	165 団体
④	河川・港湾の整備	津波・高潮対策の推進	津波・高潮対策施設の整備率	—	0%	63%	100%
⑤	下水道・合併処理浄化槽の整備	全市域の下水道化	汚水処理人口普及率	75.9%	84.9%	89.3%	91.0%
		雨水対策の充実	雨水対策整備済面積	2,793.1ha	2,834.7ha	2,853.5ha	2,900ha
⑥	危機管理体制の整備	住宅・建築物の耐震化	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化率	75%	80%	94%	95%
⑦	拠点性を高める交通網の整備	高松空港の利用促進	高松空港の利用者数	—	173万人	133万人	245万人
		広域鉄道ネットワークの整備促進	市内JR駅の乗降客数	—	690万人	614万人	795万人
		社会経済活動の円滑化	都市計画道路の整備率	86.6%	88.8%	88.4%	89.9%
⑧	中心市街地の活性化	中心市街地の活性化	中心市街地(中央商店街)の歩行者通行量(休日)	119,844人	118,731人	121,955人	141,000人
			中央商店街の空き店舗率	18.1%	17.2%	16.7%	14.9%
			中心市街地の居住人口の割合	—	4.8%	4.7%	5.1%
			中央通り沿いオフィスの空室率	15.8%	12.4%	6.5%	12.1%
⑨	公共交通の利便性の向上	公共交通利便性向上	公共交通機関利用率	—	13.8%	13.2%	17.3%
		公共交通の機能充実	交通結節拠点におけるバス路線の結節点(都心部を除く)	—	3路線	9路線	18路線
⑩	自転車利用の環境づくり	自転車利用環境の充実	レンタサイクルの利用延べ人数	—	306,580人	150,625人	328,500人
		自転車通行空間の整備	自転車道等の整備延長	—	4.2km	11.8km	20.4km
⑪	適正な土地利用の推進	コンパクトなまちづくりの推進	都市計画区域内の大規模集客施設新規立地可能面積の割合	36%	3%	3%	3%
			用途地域内的人口比率	—	64.0%	63.3%	64.9%
			中心市街地の居住人口の割合	—	4.8%	4.7%	5.1%
			特定用途制限地域の指定区域面積拡大	特定用途制限地域面積(率)	14,505ha (83%)	14,493ha (83%)	17,555ha (100%)
			良好な都市環境の形成	地区計画策定箇所数	11箇所	17箇所	17箇所
⑫	地域における拠点性の確保	太田第2土地区画整理事業区域内の土地利用の推進	太田第2土地区画整理事業区域内の居住人口	20,000人	20,004人	20,679人	27,000人
			太田第2土地区画整理事業区域内の宅地化率	77.5%	79.4%	81.2%	100.00%
⑬	地域に即した都市景観の創出	玉藻公園の整備	玉藻公園の整備面積(率)	8.00ha (90%)	8.93ha (89%)	8.93ha (89%)	10.07ha (100%)
		良好な都市景観の形成	景観形成重点地区的指定	1地区	3地区	5地区	6地区

—：当初指標設定時は他の指標であり、平成29年改定で指標変更をした項目

※一部の指標については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていると想定される